

# 令和6年度決算特別委員会会議録

令和7年9月25日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 16:08

## ○委員長

ただいまから、令和6年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第10号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算」の認定までの10件を一括議題といたします。

昨日に引き続き、第3款 民生費について、99ページから116ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、100ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

## ○金子委員

私は、100ページの社会福祉費、社会福祉総務費の社会福祉施設管理運営事業費について質問させていただきます。

決算成果説明書の52ページに「つどいの広場いづか管理事業」について載っておりますが、それについて質問させていただきます。つどいの広場いづかは、平成15年から旧鯉田幼稚園跡地を無償でNPO法人に貸与し、官民協働で子育て支援に関する団体や個人が利用できる施設となっています。

このつどいの広場いづかの管理事業の成果と課題について、お尋ねいたします。

## ○こども家庭課長

本事業は、決算成果説明書52ページにありますとおり、つどいの広場いづかの施設に関する維持管理を行う事業となっております。施設の維持管理の状況につきましては、樹木の伐採や草刈り等を適切に実施し、子育て支援に関する団体・個人が有効に活用できるよう努めております。

課題といたしましては、施設の耐用年数を超えた状態で、老朽化が顕著であり、不特定多数の利用者が安全に過ごすことができる状態の維持が難しい状況となっていることが課題であると認識しております。

## ○金子委員

この成果説明書を見ますと、本施設、つどいの広場いづかの年間利用者数は約8千人と、非常に多くの子育て支援に関する団体や個人の方に利用されている状況だと思います。しかし、令和7年度末をもって廃止する方向だというふうに記載されております。施設が廃止される令和8年度以降、現在、利用されている団体や個人の方々が利用する施設については、どのようにお考えでしょうか。

## ○こども家庭課長

決算成果説明書にありますとおり、本施設につきましては、耐用年数を超えた状態であり、多額の費用を投入して改修を行うこともできないものと考えておりますので、これ以上の施設開設は困難と判断し、運営団体との協議と調整を経て、令和7年度末をもって廃止とする方針としております。

施設の廃止後、跡地の有効利活用策が決定するまでの間につきましては、施設周辺の草刈り等の簡易な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、現在、利用している団体等につきましては、現在、大規模改修を行っておりますコミ

ユニティセンターや各地区交流センターなどに、活動の場を移していただきたいと考えております。

また、個人の方につきましては、街なか子育てひろばや子育て支援センター等の利用をご案内していきたいと考えております。

#### ○金子委員

つどいの広場いづかは、子育て支援を行う団体や個人の方が集まる、本当に貴重な場所だと思っております。また、子育て支援を行う団体の発掘や育成を行う場としての機能もあり、令和7年度末をもって施設が廃止されるというのは大変残念なことだと思います。

この飯塚市、よく自助・共助・公助というふうに言われます。特に子育て世代の方たちにとっては、この自助・共助・公助は大変必要なものだと思います。しかし、子育てをする方たちにとって自助というのは大変厳しい状況にあるのではないかと思います。

少子化が進み、地域の人が地域で子育てをする仲間が本当に減った状況の中で、子育て支援をやっていくのは本当に大切なことです。この市は、公助が大変充実してきたなっているのは感じております。しかし、公助を助けるような仕組みがまだまだ不十分だと思います。

先日、私も言いましたが、児童センターの在り方、また、この子育て支援センターの在り方、もっと包括的に考える必要があるのではないのでしょうか。共助をやっていくためには何が必要か、ホームページでも私もいろいろ調べました。そうしたら、子育てをする集まりを支援するような取組があります。集まり、そして団体を発掘していくような取組をぜひ施策として取り組んでいただければと思っております、この質問を終わります。

#### ○委員長

次の石川委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申出がっております。

次に、101ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、原油価格物価高騰対策事業の成果について、川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

追加資料の71ページ、説明をお願いします。

#### ○臨時特別給付金対策室長

71ページの資料でございますけども、6年度に福祉の給付金が3回配られております。1つ目は、5年度からの積み残しの部分ですね。積み残しというか、繰越明許になっている部分です。それが資料の①と②になります。

2つ目が、6年度の頭のほうにありました、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金、これが資料の③と④に該当するものになります。

それから、臨時特別給付金対策室と書いておりますけども、これが6年度の終わりのほうから7年度にかけて繰り越しているものでございまして、これが一番新しい給付金というふうになります。以上でございます。

#### ○川上委員

事業の評価はどのように考えていますか。

#### ○臨時特別給付金対策室長

福祉関係の給付金としましては、令和6年度は前年度からの繰越分を含めると、3種類の給付を実施しています。先ほど資料で説明いたしました。

それで、資料の⑤、⑥に当たります、直近の令和6年度後半の給付金については、プッシュ型の支給を導入した影響を受けて、令和7年2月に対策室を立ち上げてから、令和7年3月末までに1万9100世帯に対して、子ども加算と併せて6億2788万円の支給を行っております。

これらの給付金は物価の高騰に対応し、子育て世帯の賦課負担増に対応したのとなっており、賃上げや年金物価スライドで賄い切れない部分を、おおむねカバーする水準の給付を行っ

たものであり、迅速に、対象世帯の多くに配布できたものと考えております。

○調整給付臨時対策室長

低所得者支援及び定額減税補足給付金につきましては、国からのデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて、定額減税の恩恵を十分に受けられない方へ給付を行ったものです。

調整給付につきましては、減税だけでは恩恵を十分に受けられない方に対し、差額を補填する形で給付することで、広く支援が行き届く点については、評価できるものと考えております。

また、調整給付金については、令和6年8月上旬に給付金支給確認書を発送し、確認書の返送や電子申請をしていただき、令和6年8月下旬から順次口座へ振り込みを行い、2万724人に対し9億24万円の給付を行いました。

○川上委員

この事務に係る市職員の人件費は、国が責任を負うんですか。

○臨時特別給付金対策室長

本事業におきましては、事務費が交付金として交付されます。このうち、正職員の人件費としましては、時間外勤務手当が交付対象となっております。

調整給付臨時対策室の実績としましては、7年分の合計で444時間、112万9千円、臨時福祉給付金対策室では、3名分の合計で216時間、52万7千円でございます。

○川上委員

この事業で、市として困ったことというのはどんなことがありますか。

○臨時特別給付金対策室長

給付金に関しましては、ここ数年連続して実施されていることから、今年度に入ってから「今年の給付金はどうなるのか」ということの間合せがっております。

また、令和6年度後半の例で申しますと、閣議決定前に給付金の内容が報道されたことから、実際に事業を開始するまでの、本対策室が立ち上がるまでの間は、社会・障がい者福祉課や生活支援課に「まだ支給できないのか」という間合せが昨年末から多くなって、通常の業務に影響が出ております。

この給付金は、実施されるたびに支給額だけではなく、支給条件が変わることから、特に最後のものは、住民税均等割課税世帯が対象から外れましたので、間合せも多くございました。

○調整給付臨時対策室長

調整給付金につきましては、定額減税として引き切れなかった方に対し、令和6年分の推計所得税額等により算出した給付金という内容でありました。制度がやや複雑でございましたので、市民の皆様への説明等が難しく感じたところがございます。

○川上委員

この事業との関係でお尋ねしたいのは、武井市長が市長選挙で公約した生活応援クーポン券の再発行なんです。非課税世帯3万円、課税世帯2万円というのが、前市長の下で行われたクーポン券事業だったんですけども、武井市長は再発行と公約したのに、実際、蓋を開けてみれば1人当たり5千円を配ると、券を配るというふうに終わったんですけど、それは費目としてはどこに入っているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:11

再 開 10:14

委員会を再開いたします。

○財政課長

商工費のほうで実施しております。

○川上委員

前市長は、国の事業との関係で、市独自の財源で手当てすることについては、いつ、どのくらいのものをするかについて検討するという答弁がずっと続いた後に、今言った5千円のクーポン券だったんです。それで、この事業の評価との関係があらうと思ひましてね。いずれにしても、その件については商工費というのが分かりました。

ところで、片峯市長の最初のクーポン券発行は費目は何だったんでしょうか。

○財政課長

令和5年に実施しました生活応援クーポン券発行事業費のほうは、民生費のほうで計上しております。

○委員長

次に、102ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

102ページの社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援事業についてお尋ねいたします。現在も物価高騰の影響が続いており、生活に困窮された方々への支援として、生活自立支援相談室での相談業務が大変重要であると、私は考えております。そこで、本市の過去3年間における相談実績と成果はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○生活支援課長

本事業におけます過去3年間の新規相談受付件数は、令和4年度は286件、令和5年度は234件、令和6年度は230件でした。

そのうち、支援プラン作成件数は、令和4年度は114件、令和5年度は141件、令和6年度は145件となっております。

就労に結びついた方の割合としましては、令和4年度が46%、令和5年度は40%、令和6年度は66%で、支援が終結した方のうち、自立に向けて何らかの改善が見られた方の割合は、令和4年度は96%、令和5年度は92%、令和6年度は91%となっております。

また、プラン作成後、最終的に生活保護に至った件数は、令和4年度9件、令和5年度14件、令和6年度は9件となっております。

このような支援内容から見ましても、本事業は生活に困窮された方々の第2のセーフティネットとしての機能は十分に発揮できているものと認識しております。

○金子委員

過去3年間の新規相談数は230件以上、そしてまた、支援プランの作成数が年々増えているという状況が分かり、第2のセーフティネットとしての機能が十分に果たされているなどというも、私も感じております。

では、この生活自立支援相談室では、相談者に対して生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮の状態からの自立を目指していると思ひますが、どのように支援されているのか、お尋ねいたします。

○生活支援課長

生活自立支援相談室では、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、就労準備支援員を配置し、生活困窮者の相談を受け付け、相談者の抱える問題の評価・分析、そして、その解決と自立に向けた自立支援計画プランを策定し、自立に向けた支援、就労に向けた支援、相談内容に応じた家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行っています。

また、社会福祉協議会、ハローワーク、若者サポートステーション、シルバー人材センター等の関係機関及び税や住宅、子育て、生活保護などの庁内各課との連携、情報の提供、助言を行っています。

近年では、ひきこもり等に対する支援の強化や相談窓口周知のため、ひきこもり相談会を開

催し、家族等からの相談につなげております。

○金子委員

様々な支援体制、支援員を具体的に置かれながら、また、ひきこもりに対する支援がきちんと周知されて、相談会も行われたということが分かりました。

では、この相談業務に関する課題は何だとお考えでしょうか。

○生活支援課長

支援すべき対象者は経済的困窮のみならず、ひきこもり、精神障害、虐待、多重債務など多様な困難を抱えており、支援員は対象者の抱える多様な問題を認識し分析した上で、関係機関と連携し、自立を達成することが求められます。生活に困窮していても、相談につながっていない潜在的なニーズに対応する必要もあり、特にひきこもりは外部から見えづらく、要支援者の発見が難しいと言われていています。

令和4年度からは新たに就労準備支援事業を開始し、長期離職中やひきこもりのように、すぐには就職することが難しい方向けの個別支援を行っておりますが、相談室のみでは解決に導くことは困難なところもあり、最も効果的な支援を模索しながら、課題解決に向け取り組んでいるところでございます。

○金子委員

今後のこの相談室の見通しについてお尋ねいたします。

○生活支援課長

本市では、令和7年度から重層的支援体制整備事業が本格実施されております。複雑・複合化した課題に対して、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者の各分野における支援事業を一体的、重層的に実施することによって、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添い、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しております。

生活自立支援相談室は、生活困窮者支援分野の担当としての役割を担い、他の支援機関との連携を強化し、この事業を広く周知することで、一人でも多くの潜在的に悩みを抱える方に対し、包括的な支援が提供できるように努めています。

今後はさらに多くの相談者を受け入れることを目標とし、その状況次第では相談員の増員等の検討を図るなど、課題の解決、事業の充実を目指してまいります。

○金子委員

もう一つ、この事業は債務負担行為となっておりますが、説明を少しお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:25

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

令和6年度から令和8年度までの3年間の複数年契約となっております。令和6年度の委託料が1721万7200円、令和7年度は1758万7900円、令和8年度は委託料が1795万7500円となっております。なお、委託業者は株式会社福岡ソフトウェアセンターとなっております。

○金子委員

相談員の増員を図る検討などというふうにおっしゃいましたので、この生活自立支援相談室の相談は1回だけで終わるものではないと思いますので、しっかり相談体制をつくるよう要望いたします。以上で終わります。

○委員長

続きまして103ページ、社会福祉費、高齢者福祉費、敬老祝品支給事業について、藤間委

員の質疑を許します。

○藤間委員

こちら4人続くホットなトピックでございますね。まず、飯塚市の敬老祝品支給事業について、支給対象年齢、どのくらいのお金がかかっているか、全体の予算額、政策目的のご説明をお願いします。

○高齢者支援課長

敬老祝品支給事業の支給対象年齢は77歳、88歳、99歳、100歳、101歳以上の方を対象としております。6年度の決算額につきましては、4060万4千円という形になっております。高齢者に対して長寿を祝い、長年の功績に感謝するため、祝い品を贈呈しております。

○藤間委員

敬老祝い品と読むんですね、失礼しました。ところで、我々は何歳まで生きるのかという、長寿について考えてみたいんですけども、我々の寿命というのは120歳が一応の限界らしくて、これはどういうことかといいますと、我々は毎日、体の中で細胞分裂をして、体が新しくなっていく。この細胞分裂というのが、1回するごとに、テロメアという器官があって、これが短くなってしまうと細胞分裂できなくなってしまう。この限界が120歳と言われていて、なかなかこの120歳の壁というのは、現在の科学技術では突破できそうにない。逆に言えば、この120歳までは寿命が延びていくだろうというのが現在の状況でございます。

ライフシフトという世界的なベストセラー、読まれた方も多いかもしれないんですけども、日本の例も出ていて、2007年生まれ、これは来年の春、高校を卒業する18歳であります。日本の今の18歳、107歳まで生きる可能性が50%と書かれています。ちなみに私は38歳なんですけども、私の年代は、2人に1人が98歳から100歳まで生きると。そういうことが書かれています。

これは医療の進歩を前提とした予測であって、厚生労働省、日本の政府はもうちょっとコンサバな目標を出しているんですけども、コンサバな目標でも、私の世代の20%が100歳まで生きる、そういう時代が来ておりますと。実際に、100歳以上の人口の数というのは過去最高例ですし、御存じのとおり、どんどん高齢化が進んでいると。

こういった平均寿命が伸び続ける中で、対象年齢の妥当性については考えていかなければいけないだろうと。厚生労働省によると、2024年、日本人の平均年齢は男性が81.09歳、女性が87.13歳となっています。こういった長寿が当たり前になりつつある中、区切りの年齢をどこに置くかは、制度の公平性、そして持続可能性の観点から、再検討が必要であろうと思っております。実際に長野県の諏訪市、北海道の北見市など、お祝い品は100歳のみに変更した自治体も増えております。制度設計の変更の可能性について見解をお伺いします。

○高齢者支援課長

今後の高齢者人口の増加を見込みながら、いろんなご意見を頂いておりますので、他市の状況も参考にし、事業内容も含め検討してまいりたいと考えております。

○藤間委員

実はこのお話というのは、高齢者福祉を削りましょうという話では全くなくてですね、例えば、宇都宮市でなかなか面白い市民意識調査が行われました。質問文を朗読しますね。「現在、宇都宮市では、満80歳、90歳、100歳の高齢者に敬老祝金を贈呈しておりますが、高齢化が進行していることや、平均寿命が延びていることに対応して、この制度を見直して、その代わりに、高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実に力を入れるべきだという考え方があります。すなわち、高齢者の方にぽんとお金を送るのではなくて、福祉サービスに予算を使おうと。このご意見、反対ですか、賛成ですか。」宇都宮市でアンケートしました。結果はご想像のとおり、ほとんどの方が賛成という形になっておりますと。実際に担当課の課長におか

れまして、この質問をご自身が受けたとしたら、どのようにお考えになりますか。

○高齢者支援課長

先ほどの答弁と重なりますが、敬老祝品支給事業につきましては、他市の状況等も参考にし、事業内容も含め検討してまいりたいと考えております。

また、人口減少、少子高齢化などの社会の変化を踏まえ、今後、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることや、福祉サービスの充実を図ることも必要であると考えております。

○藤間委員

私の質問というのが、社会として高齢者福祉の充実のためにお金を送るんじゃなくて、サービスを充実すべきではないか、この意見について個人的にどう思われますかという質問なので、多分、政策についての話じゃなくて、どう思うか聞いてみたいなと思ったりしています。

○高齢者支援課長

委員の質問に対する個人的なお答えについては、差し控えさせていただきたいと思います。

○藤間委員

やはりですね、こういうときに自信を持ってしゃべるとというのが、おそらく今後ご活躍する中で重要なんじゃないかと思いますが、一旦、ここはこれで終わりにしまして、次の質問なんですけど、対象年齢の具体的な見直しに関して、率直に申し上げて、77歳、88歳、99歳、100歳以上、これを維持していくのは無理だと思います。

平均寿命が延びていく、受給者の将来的な増加を踏まえると、制度の公平性、そして持続可能性、これは止めてくださいという話ではなくて、この制度を維持していくのであれば、年齢の再調整が必要になってきます。

何歳にするかというのは、文化的な観点がすごく大事だと思っていまして、例えば日本人の米寿、響きがいい88歳ですとか、100歳で1世紀に到達すると、こういったところに限定してやっていくという整理があるんじゃないかと思っておりますし、あとは、金額配分の強弱ですね。もう多くの方は77歳まで生きますので、この77歳についてはウエイトを下げたりだとか、100歳に対してはウエイトを上げるですとか、かなり調整が必要なんじゃないかなと思っております。

やはり、文化的な意義を大事にしながらも、現在の実情に合った制度設計が必要なんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○高齢者支援課長

先ほど言いましたように、今後、やはり高齢者人口も増える中で、また平均寿命も延びている中で、そういったいろいろな考え方や他市の状況等も参考にしながら、事業内容も含め検討してまいりたいと考えております。

○藤間委員

このままいけば、1億、2億行っちゃいますけど大丈夫ですか。

○高齢者支援課長

高齢者人口が増えれば対象者も増えてきますので、現状の制度をそのままいけば、予算額が膨れ上がってくると思いますので、その辺のところを考えながら、他市の状況等も踏まえ、検討していきたいと考えております。

○藤間委員

大変正しいお答えありがとうございます。その正しいお答えを課長職にいる間ずっと続けていけば、後ろの方に先送りと。そういったお仕事の姿勢だと、飯塚市の行政をリーダーシップを執ってやっていくような人材になり得ないかと思うんですけど。ぜひ、結局いつかやらないといけないので、ご自身で決断するような格好よさは必要なのかなと個人的には思ったりします。

ところでなんですけど、市長、年齢を聞くのは失礼かもしれないんですけど、公人だったら問題ないような気もするので、お伺いしてみたいと思うんですが、今おいくつでしょうか。

○委員長

決算と違いますので、別の質問をお願いいたします。藤間委員、別の質問をお願いいたします。

○藤間委員

基本的に公職にある人間については、恐らく全員年齢を発表していて、恐らく64歳とお伺いしております。野村アセットマネジメントがいろんな統計データを出しているんですけども、2049年、100歳以上の方が65万人になりまして、現在の6.5倍の人数になりますと。もちろん単純計算は難しいところではありますが、経費も、単純にこの6.5倍とならなくても、5倍、6倍と大きな数字になっていきますと。

一方で、この数値がどんどん大きくなっていく中で、市長、未来をご想像いただきたいんですけども、例えば、今申し上げた2049年、市長は88歳になっております。市長を元気に続けていけば、7期目になります。もしかしたら一般人をされていらっしゃるかもしれません。仮に一般人になったとして、88歳になった市長の元に、敬老祝い品が届きます。何を頼むか分かりませんが、仮に1万円のカニを頼んだとしましょう。きっと1万円のカニ、おいしいと思います。ただ、ふと議会中継をつけてみたら、議員の中でこんな答弁があります。敬老祝い品、高齢者の数が増えていって、市長が1期目の頃には4千万の予算でしたけど、これが5倍になって2億になっています。

一方で、今、給食費無償化に必要な予算というのが3.2億と答弁ございましたが、無償化が、まだ未来でなかってなかったとしたら、2049年、25年後、こどもの数は3割、5割減っていますので、無償化の予算も半分とか7割減になっていますと。そうすると、とある議員が、市長、現在、高齢者に高級なカニとかお肉とか配っていますが、でもこどもの給食費が無償化されていませんと、そんなんでいいんですかと。そんな議論を議会で見られるかもしれません。その議論を見た後に、ふとテーブルを見ると、高級なカニが乗っています。元教育者でいらっしゃる市長として、そのカニをおいしく食べられるのかなと、個人的に思ったりしますが、申し上げるとおり、高齢者がどんどん増えていく中で、高級な物を、ばらまきと言っているか分かりませんが、多く出していると。一方で、ほかにやっていない取組もあると、こういう状況に、仮になったとしたら、教育者でいらっしゃった市長、おいしくカニを食べられるのかなと個人的に思ったりしますが、いかがでしょうか。

○委員長

藤間委員をお願いいたします。質疑が決算審査外に及んでいるようでございますので、質疑につきましては、決算審査の範囲で行っていただきますようお願いいたします。

○藤間委員

初めて言われてドキドキしております。質問の趣旨としましては決算ですので、この事業に対して、この金額をかけていいのかという質問でございまして、私の申し上げるものとしては、高齢者がどんどん増えていく中で、この予算をかけるのは無理だろうと。すなわち、この予算に対してこの金額は難しいんじゃないか、そんな質問でございました。どうでしょう、ちょっとここまで聞いて、市長にもご意見を聞いてみたいと思いますが、どうでしょうか。

○福祉部長

質問議員おっしゃいますとおり、これまで担当課長が答弁してまいりましたが、敬老祝品支給事業につきましては、様々な考え方ですとか、先ほどご紹介いただきました他市の状況等もございまして。これも繰り返しになると思いますが、そういったことも十分踏まえた上で、事業内容を含め、今後検討してまいりたいと考えております。

また、これも同じような答弁になりますけれども、人口減少、それから少子高齢化などの社

会情勢を、我々も十分理解した上で、様々な政策、施策を行っていく必要があるというふうに思っておりますので、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、様々な福祉サービスの充実を図ることが非常に重要であると考えております。頂いたご意見を十分に踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○藤間委員

ちょっと今のやりとりで、何となく皆様のお立場とか、お考えが浮かんでくるような気がしました。実はこの質問については、事前に担当課に、ぜひ市長のお話をお伺いしたいというふうにお伝えしていたところ、市長が「突然そんな質問」という顔をしたので、もしかしたら、なかなか上がってきていなかったのかなと。

すなわち、これに関しては、やはり高齢者が増えていく中で、どこかで誰かが、やはり年齢を見直さなければいけないと、これはタイミングの問題だと思っております。タイミングの問題でいうと、自分が決断する立場のときよりは、後任の誰かにやってほしいなという形で、先送りしている状況じゃないかなと思いますので、ぜひ、誰かがいつかやらなければいけない問題なので、皆様のリーダーシップと決断に期待しております。これにて私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

次の藤堂委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申出がっております。

次に、同じく敬老祝品支給事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

同僚議員が結構お話しされたので、重なるところは割愛したいと思います。

この敬老祝品事業について、先ほども人数等は言われたので、祝い品を贈るカタログとかですね、そういう取組を、今どれだけあって、金額は2600万という話を聞きましたので、そこから辺の簡単な数だけ、ちょっと報告していただけますか。

○高齢者支援課長

令和6年度の実績といたしましては、77歳が2059人、88歳が858人、99歳が93人、100歳が69人、101歳以上が120人で、合計3199人の方に対し合計2610万9千円相当の祝い品を贈呈しております。

○田中武春委員

これはですね、カタログを送付して、商品の中から好きなものを選んで、返信用はがきを送るという方式のようですが、その返信用はがきを忘れた、未申請者に対してはどのような対応をされているのでしょうか、お尋ねします。

○高齢者支援課長

カタログギフトにつきましては、9月に入りまして、上旬から中旬にかけて発送しております。カタログギフトの申込み期限は12月31日までとしており、申込み期限を過ぎると、市が選定した祝い品を送付する旨の一文を記載しております。

また、11月末までに申請の確認がとれていない対象者につきましては、12月上旬に勸奨通知を再度送付し、申請を促しております。それでも未申請の方に対しましては、市が選定した品物をお送りしております。

○田中武春委員

私はこの答弁書を見て、ふと気づいたんですけど、12月上旬に勸奨通知を送って、促して、それでも未申請の方は、市がこれでいいんじゃないかという形でお祝い品を送るというふうな話ですけども、もらった人が喜ぶかなあと思いながらですね、無駄じゃないかなと思います。制度上こうしなくちゃいけないのかどうか分かりませんが、もう勸奨を送って、返事がなかったら、要らないということで、送らなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。

今後、増大する事業でありますので、将来的に、先ほど同僚議員も言いました、対象年齢と

か、今やっているカタログ方式とか、事業の内容について見直して3年経ちますが、今の時期から見直しを検討すべきじゃないかと思いますので、そのお考えがあればお答えください。

○高齢者支援課長

先ほどの質問と同じような回答になるかと思いますが、令和5年度に敬老祝金から敬老祝品に変更し、今年度、令和7年度で3年目となります。いろいろなご意見もいただいておりますので、他市の状況も参考にし、事業内容も含め検討してまいりたいと考えております。

○田中武春委員

ぜひ、他市の状況を調べていただきたいと思いますが、他市ではですね、88歳と100歳のみを対象にしている自治体もあると聞いております。こうすることによって、今の対象者の現状よりも数が少なくなるので、そのときに一緒に、カタログ方式じゃなくて、従来の現金支給もですね、数が少なくなればできるんじゃないかというふうに思います。市民からも、現金がよかったなという声も多数聞いておりますので、その辺も担当課として調べていただいて、検討のほうをよろしく願いしたい旨を述べまして、終わります。

○委員長

次に、同じく長寿祝金・敬老祝品の実績推移及び事務代行手数料の内容について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の73ページ、説明をお願いします。

○高齢者支援課長

追加資料73ページの説明をいたします。高齢者に対して長寿を祝い、永年の功績に感謝するため、当該年度に節目に当たる77歳、88歳、99歳、100歳以上の方を対象として、令和4年度までは長寿祝金を支給、令和5年度からは祝金に変えて敬老祝品としてカタログギフトを送付し、品物を選んでいただく方式に変え、商品の中から好きな品物を選び、受け取ってもらうように変更しております。令和4年度は対象者2148人に長寿祝金を支給し、令和5年度は対象者2774人の方に、令和6年度は対象者3199人の方に祝品を贈呈しております。また、表の横には、事務代行手数料の内容について記載しております。

○川上委員

事業評価を伺います。

○高齢者支援課長

やはり節目のある高齢者に対しまして長寿を祝い、長年の功績に感謝する意味を含めまして、カタログでの祝い品で、市の感謝の意味を込めて贈呈しております。いろいろな意見に対しましては、先ほど言われましたように、「現金のほうがよかった」とか、逆に、「祝い品を頂いてよろしいんですか」という感謝の気持ちも頂いておりますので、事業としましては、高齢者の今までの、長年生きてこられたことに対する意味も含めまして評価したいと思っております。

○川上委員

理念的な根拠法令は何になりますか。

○高齢者支援課長

老人福祉法第2条の基本的理念である「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」に基づき、長寿を祝い、多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝として贈呈しております。

○川上委員

決算額は2610万円程度なんですけど、これは部落解放同盟の補助金の決算額と数字的にはどういう関係になりますか、ボリューム感は。

○高齢者支援課長

すいません。部落解放同盟に対する額のほうは、私もちょっと把握しておりませんので、ボリューム感はちょっとお答えしかねます。

○川上委員

予算規模ではほとんど同じですよ。それから、市の基本方針に反して、武井市長が進める新人権啓発センター12億円越えなんですけど、何%ぐらいと思います。

○委員長

川上委員、関連はなんでしょうか。次に行ってください。

○川上委員

では、816億円の新ごみ処理施設の設計建設に関する負担金、299億円の何%になりますか。

○委員長

川上委員、同じ内容ですよ。

○川上委員

じゃあ、この飯塚でもきらりと光っているうちの一つが、だんだんその光が小さくなってきているわけですよ。そういう状況の中で、監査委員が選択と集中の路線を、今回、強調しているでしょう。そういう中で、私は本当の無駄に目を向けて、飯塚市が大事にしてきたやつを終息させようという考え方はね、そういう見直しは駄目だと思います。先ほど意見もありましたけど、現金支給に戻して充実するように、意見を申し上げておきたいと思います。

○委員長

次に104ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、放課後デイサービス給付費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料76ページからの資料、説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援、それから放課後等デイサービス給付費について、令和元年度から令和6年度までの実績を示したものになります。項目としては、給付費の決算額、年間利用者人数を示しております。

○川上委員

1ページずつ説明してもらったらありがたいですけど。

○社会・障がい者福祉課長

この中で特に議員が、最初に問題とされていますのが、放課後デイサービス給付費でございますので、それぞれの段の2段目が放課後等デイサービス給付費となっております。令和元年度から令和6年度までの推移を示しておりますが、これは円単位で示しておりますので、令和元年度が4億6236万4876円というところから始まりまして、令和6年度に10億7944万9821円を決算額として支出しております。

それから、年間の利用人数ですけども、これは実数でなく、延べ数がまず真ん中のほうに書いてございます。1か月に1人としまして計算したときの人数でございますが、令和元年度が4806人から始まりまして、令和6年度が8398人となっております。年間実利用人数というふうに書いておりますけども、1番下のものにつきましては、実際の利用人数ということになりまして、令和元年度に利用された方は317人、それからずっと右のほうに推移いたしまして、令和6年度が596人となっております。

○川上委員

現状と見通しは大体分かりましたけど、サービス供給体制は十分だとお考えですか。

○社会・障がい者福祉課長

利用者数に対する事業所数等につきましては、第3期飯塚市障がい児福祉計画において、

サービスの必要見込み量を定め、進捗管理を行っております。令和6年度は利用実績が利用料及び定員数を下回る結果となっております。そういうことですので、現状は足りていると判断しております。

○川上委員

多様性の時代ですね、保護者が自分の子どもに適切な施設、サービスが受けられるように考えるのは当然だと思うんですね。それで、事業所が新設、あるいは事業内容の変更ということを考えようとするときに、意見書という制度がありますか。

○社会・障がい者福祉課長

指定障がい児通所支援事業者の指定につきましては、指定権者である福岡県が児童福祉法第21条の5の15において、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとされております。そのときに、市のほうは指定通所の必要な量を既に達しているか、またこれを超えることになると認められるとき及びその他の障がい児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるときは、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定をしないことができ、所在地の市町村に意見を求めることができるとされておりますので、その意見書を求められております。

○川上委員

福岡県は、当該市町村の意見を求めるということに法規定はなっているのに、現在、福岡県庁の担当は、意見ではなくて、意見書をもらってきてくださいというふうに言うわけですね。これはなぜですか。

○社会・障がい者福祉課長

県がそのようにされているという理由については、私たちもちょっと分かりかねます。

○川上委員

それに対して飯塚市は、数的に足りているという判断から、意見書は出さないということを審議会に示して、審議会の決定にしてしまっていますね。ちょっと確認してください。

○社会・障がい者福祉課長

この計画を立てる政策推進協議会という機関がございますので、そちらのほうに、実際計画と照らし合わせて、今の数が足りているという判断をしていただいております。その中で私たちとしては、もうこれ以上、現状は建てる必要がないというふうに判断しております。

○川上委員

出さないという内容をあなた方が提案して、審議会が決定しているんだけど、その審査の際に、会議録を見ますと、こどもの幸せを優先して考えるべきであって、という指摘がありますね。

○社会・障がい者福祉課長

ご意見としましては、ノーマライゼーションについて、障がいも個性として考えていただきたい。障がいの特性を広く周知して、障がいを理解していただくことによって——、申し訳ございません。訂正させていただきます。意見としましては賛成意見が出ておりますが、数としては足りているが、医療の部分で受けられる事業所はない。それから強度行動障がいがあるので、対応できる事業所がないなどの問題が、今後出てくる可能性があるかもしれない。そのときにしっかり対応できるようにこども部会や関係機関との連携を強化して、それぞれの事業所の特徴や役割が見える化するなどしていけばよい。

また、例えば、今後、事業所の設立について検討するときには、ぜひ公募というやり方も考えていただき、本当に適正に運営できる事業所を選んでいくというプロセスを検討していただきたいという意見と、それから今ある事業所の機能強化をしていくことが必要だと考えるという意見が出されております。

○委員長

川上委員に申し上げます。発言残時間が5分を切っておりますので、よろしく願いいたし

ます。

○川上委員

この件については、福岡県が意見を聞くと言いながら、意見書の提出を求めているところで、第1の誤りがあるのではないかと。それに対して第2はですね、そういう福岡県が言っているのに対して、飯塚市は意見書を出さないこととするという決定を、担当課が審議会に同意を押しつけて、決定にしているという、2つ目の誤りがあると思うんですよ。

これらによって、障がいのあるこども、それから保護者の幸せが、当然受けることができしかなるべきサービスが受けられないと。それによって幸福追求権が侵されていると、憲法第13条の。という事態があるというふうに私は思うんですよ。だから、これについては、部長と目が合いましたから、ちょっと真剣に検討してほしいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:11

委員会を再開いたします。

次に、105ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい者自立支援事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから105ページの社会福祉費、障がい者福祉費、障がい者福祉の手話通訳派遣手数料についてお尋ねいたします。手話通訳を派遣するというところで、これは合理的配慮の一つだと思いますが、どのような派遣内容なのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

手話通訳派遣手数料についてでございますけども、この派遣につきましては、令和6年11月21日に実施いたしました療育講座の開催時に手話通訳の派遣を依頼した者の費用を決算として計上しております。

○金子委員

この決算書の中で、手話通訳派遣手数料を調べてみたところ、男女共同参画や人権啓発、また、ほかの障害者施策、児童福祉、介護保険等のところで、この手話通訳派遣手数料というのが出てきます。それも同じように派遣をするのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

これにつきましては、飯塚市手話の会に派遣を依頼し、各課がイベントや講演等の実施に伴い、予算化して依頼しております。

○金子委員

先日、手話に関する施策の推進に関する法律ができました。これは2025年11月に日本でデフリンピックを開催するということもあり、形になったものだと言われておりますが、この中で、9月23日は手話の日として制定され、先日、9月23日、この庁舎でも取組がされておりました。

本当に、手話は言語として必要なものだという事を認識されることだなと思って、よかったなと思っております。障害のある人に対しては、様々な手法で合理的配慮を進めることが大切だと思います。手話はその一つだと考えられますが、その中で、手話は当たり前というふうになってきますが、例えば、要約筆記はどのようにお考えなのか、その対応をお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

要約筆記につきましては、対応できる団体や事業所等が筑豊地域にはありませんので、申出があった際には、福岡県聴覚障害者センターへ各課が派遣を依頼し、講演等に対応しております。

す。

派遣の件数は多くございませんけども、各種イベントや講演等での配慮として、手話通訳だけではなく、要約筆記等も併せて推進していきたいと考えております。

○金子委員

ぜひ推進してください。そもそも、この合理的配慮の一つの方法として、この要約筆記を知らないという方が多いのではないかなということを感じます。ほかの市町村では、講演会では必ず手話があり、要約筆記があるようなところもあります。経験しないと分からないことがたくさんあります。手話が必要な人もいますが、反対に、手話が分からない聾者の方もいるとも言われています。

また、この要約筆記は、聾の方だけではなくて高齢で少し耳が聞こえにくくなったなあという方にも大変有効だとも言われておりますし、耳が聞こえる・聞こえないにかかわらず、要約されているということで、大変有効だとも言われておりますので、ぜひこの要約筆記については、今後、スタンダードになるように、ぜひ広げていただきたいと思っております。

この取組を進めていくには、社会・障害者福祉課が旗振り役になるのではないかと思いますので、ぜひ積極的に進めていただくよう要望いたします。以上です。

○委員長

次に、105ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、基幹相談支援センター運営事業委託料の推移について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料79ページ、説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

基幹相談支援センター運営事業費委託料について、令和2年度から令和6年度までの決算額を示しております。

○川上委員

人件費の単価の引上げについては、どういう状況でしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

令和6年度の決算額8710万9千円のうち、人件費は6775万7千円、事業費は1935万2千円の設計としております。なお、人件費につきましては常勤職員10名で、単価は会計年度任用職員の専門職の単価を参考として設計をしており、適切であると判断しております。

○川上委員

人勧の影響など、反映はどうでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど、少し説明いたしましたように、会計年度任用職員の、専門職の単価というふうにしておりますので、人事院勧告でそこが変わりますと自動的にそこを変えていく形になります。

○川上委員

会計年度任用職員は、6年度は遡及しているんだと思うんですよね。それに準拠しているということであれば、人件費の単価についてはどうなりますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどの説明の中で、専門職の単価を参考として、というふうに説明しております。そのものではございませんで、今現在は、実際の専門職の単価よりも、若干上回る数字を適用しておりますので、その見直しは行っておりません。

○委員長

次に、106ページ社会福祉費、障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか指定管理委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料80ページ、説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

資料はサン・アビリティーズいづか指定管理委託料の推移及び改築改修工事の実績について、過去5年間を取りまとめたものとなっております。表の見方としましては、各年度別で指定管理委託料、修繕料、委託料以外の直接経費としての修繕料、それから、工事請負費の推移を記載しております。

令和6年度につきましては、直接経費としまして、身体障がい者用トイレの便器取替えと、プール槽内の塗替えを129万8千円で行っております。

○川上委員

指定管理の契約期間はどうなっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

指定管理委託の期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの、指定期間5年間の委託期間が本年度で終了いたします。そのため、令和7年4月に告示を行い、令和8年度から令和12年度までの5年間を指定期間として、公募型のプロポーザル方式で現在、事業者の選定を進めているところでございます。

○川上委員

現在のところ、プールの温水化についてはどういう検討があるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在のところは、計画はございません。

○委員長

次に、108ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

108ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料についてお尋ねいたします。ヤングケアラーの問題は学業への影響、それから社会的な孤立、健康への影響など、当事者であるその子の人生に大きく関わる問題です。その意味からも、ヤングケアラーの支援というこの事業は非常に有効な、有意義な事業であると思っています。

この事業はいつから始まったのかということをお尋ねいたします。

○こども家庭課長

ヤングケアラー世帯日常生活支援事業につきましては、令和5年度から開始した事業となります。

○吉松委員

令和5年度から開始された事業ということで、予算の積算といいますか、見込みを算出するのは非常に難しかったと思いますけれども、それを踏まえても、当初予算額に対する決算額は4分の1程度と、かなり少なくなっていますけれども、その理由についてお尋ねいたします。

○こども家庭課長

ヤングケアラーにつきましては、早期に発見して、適切な支援につなげていくことが必要でございますが、家庭内のデリケートな問題であることなどから、表面化しにくい構造であり、また、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人がそれに気づくことができないことで、発見しにくいといった課題もございます。

また、本人がヤングケアラーであることを認識している場合でありまして、保護者の同意が得られず、家事支援などの利用に至らないことも一因ではないかと考えております。

○吉松委員

厚生労働省の調査によりますと、世話をしている家族がいると回答した中学2年生は5.

7%、これは中学2年生の約17人に1人が、世話をしている家族がいると回答したことになります。この現状を踏まえますと、市内にはもっと多くのこどもが、ヤングケアラーとして悩みを抱えているのではなかろうかと想像いたしますけれども、結果として、この事業の利用がかなり少ないということになっています。

そこで、市としてヤングケアラーを早期に発見し、支援へとつなげるために、どのような取組を行っているのでしょうか。

○こども家庭課長

ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、令和5年度から毎年、ヤングケアラー支援員が小学校、中学校、高等学校、特別支援学校訪問し、気になるお子さんがいた場合には連絡をしていただくようお願いするなど、情報共有の徹底を図っております。

併せて、保育施設や社会福祉協議会、少年サポートセンター等の関係機関にも周知啓発活動を行い、ヤングケアラーの早期発見に努めているところです。

また、ヤングケアラーとして関わることができたご家庭で、本事業の利用につながっていないご家庭につきましては、定期的に連絡や家庭訪問を行うなどして、当該家庭の生活状況の把握に努めるとともに、事業の利用へとつなげる支援を行っております。

○吉松委員

ヤングケアラーの問題は、こども自身が、自分がそのような状況になっているということを把握していない場合が多いと。そういう事情から、なかなか表面化しない。これがこの問題の特徴であると思っています。

しかし、ヤングケアラーの問題は、その子の人生に大きく関わる問題です。予算は確保されているわけですから、まずは潜在化しているヤングケアラーの発見に努めていただきたい。まだまだ、今日の答弁でもやれることはあるんじゃないかなと思うので、精力的に取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

次の金子委員の質疑につきましては、取り下げる旨の申出がっております。

○委員長

次に108ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、こども家庭センター運営事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

108ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、こども家庭センター運営事業について、成果説明書58ページについて質問させていただきます。

サポートプランの作成件数が目標値80件に対して、実績が114件となっておりますが、実績が大きく増えた要因についてお尋ねします。

○こども家庭課長

本市では、令和6年度よりサポートプランの作成を開始しましたが、当初は要保護児童がいる世帯80世帯をサポートプラン作成の対象世帯として、目標設定としておりました。6年度後半から、サポートプラン作成の要領を得てきたため、実績として、要保護児童がいる世帯95世帯、要支援児童がいる世帯19世帯、合計114世帯のサポートプランを作成することができ、目標件数を上回る実績となっております。

○石川委員

サポートプランを作成する対象者はどのような方でしょうか。

○こども家庭課長

サポートプランを作成する対象者は、「一義的には母子保健法の規定による『母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者』や、児童福祉法の規定による『児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必

要とすると認められる要支援児童等その他の者』」とされています。

また、特定妊婦、要支援児童、要保護児童に該当しない場合であっても、行政からの支援、サポートプランの作成を希望する者や、要保護、要支援状態に陥る兆候が見られ、予防的観点から、早期の支援開始が児童の福祉に資すると考えられるものは、サポートプランの作成対象者に含まれます。

○石川委員

幅広い対象者になってきているということですが、令和6年度からサポートプラン作成事業が開始されていますが、事業開始以前はどのように支援計画を立てていたのでしょうか。

また、現在はどのようにサポートプランを作成しているのでしょうか。

○こども家庭課長

サポートプラン作成事業の開始以前は、要保護児童等のケースにつきまして、行政側のみで、世帯の課題や支援方針を決定し、支援を行っておりました。令和6年度からは、こども家庭庁が策定した、こども家庭センターガイドラインに沿ってサポートプランを作成しており、プランの作成過程において、行政の立場から見た支援対象者のリスクや課題に着目するだけでなく、支援対象者の声を丁寧に聞き取り、強みやニーズを把握することに努めながら、こども家庭センター職員が、支援対象者とともに考えて作成しております。この過程を経ることから、信頼関係を構築し、支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげているところでございます。

○石川委員

目標値や予算などの成果は、今後どのように推移していくとお考えでしょうか。

また、それに対応する支援体制についてお尋ねします。

○こども家庭課長

現在、特定妊婦、要支援児童、要保護児童は高止まりの状況ではありますが、要保護、要支援状態に陥る兆候が見られ、予防的観点から、早期の支援開始が児童の福祉に資すると考えられる方も、サポートプランの作成対象者に含まれることから、対象人数は今後も増加することが想定されます。

また、支援が必要な世帯が増加すれば、サポートプランを作成するための人件費も増加していきますので、予算も必然的に増加していくことが想定されます。

限られた人員の中で支援を行うためには、事務の効率化やICTの活用などを推進して、対応できる支援体制を構築していく必要があると考えております。

○石川委員

こども家庭センターはできる限り、妊産婦、こどもや保護者の意見や、希望を確認、または酌み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担います。そのためのツールとなるサポートプランではないかなと思います。

先ほど言われました、こども家庭センターガイドラインを見ますと、サポートプランは、センターの職員が対象者と一緒に考え、作成するものであり、これにより信頼関係を構築し、共同作業を通じて、支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげていくためのツールとありました。限られた人員の中、支援体制を構築することは大変だと思いますが、しっかり体制を整えて、個別最適な支援と伴走の継続を要望して、質問を終わります。

○委員長

次に109ページ、児童福祉費、児童措置費、163ページ、幼稚園費、幼稚園費、多子世帯認可外保育施設等利用料助成金について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

109ページの児童福祉費の多子世帯認可外保育施設等利用助成金についてと、163ペー

ジ、幼稚園費の同事業については関連がありますので、一括して質問させていただきます。  
まず、対象施設、事業についてご説明願います。

○保育課長

この助成金については、第2子以降の児童が保育施設等を利用する際、保育料等は無償化するものでございます。児童福祉費においては、認可外保育施設の利用分、幼稚園費においては、幼稚園や認定こども園の預かり保育や、一時預かり事業の利用分を対象としております。いずれも保育の必要性事由に該当する必要がございます。

○吉松委員

児童福祉費及び幼稚園費、双方とも当初予算額と比較して決算額がかなり減少しているという共通点がありますけれども、その理由についてご説明願います。

○保育課長

この事業につきましては、令和6年度から開始した事業でありまして、認可外保育施設の利用数や一時預かり事業の利用数の見込みがしばらく、当初の見込みと比較し、利用数が少なかったため、決算額が減少したものでございます。

○吉松委員

この事業は令和6年度から開始した事業で、利用見込みがしばらくだったということですが、それでは、当初予算の積算方法をどのようにしたのか、お尋ねいたします。

○保育課長

令和5年度の実績より見込んだ認定者数に、月額上限額を乗じたものを当初予算額としております。

○吉松委員

予算額と決算額が乖離していると。この乖離の是正について、今後の積算方法をどのようにするのか、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○保育課長

月額上限額まで利用する認定者数は少ないため、実際の利用料を見込んだ金額を、認定者数に乗じて積算する予定でございます。

○吉松委員

今回は、難しい予算の積算から財源が確保されているということですから、子育て世帯を応援して、幼児教育の負担軽減を図る事業ということで、きめ細かく真剣に取り組まれていることは分かりますけれども、この支援を受けた保護者の喜びが、周りにも広がるような事業の展開をお願いいたします。以上です。

○委員長

次に、111ページ、児童福祉費、保育所費、保育所運営事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

111ページの保育所運営事業費の中の賄材料費4739万2533円についてお尋ねいたします。

物価高騰が長引く中で、保育施設における給食の提供がどうなっているのか、まず、お尋ねいたします。

○保育課長

賄材料費の支出額は、令和5年度の決算額から約5%増加しており、入所児童数の増減による影響もありますが、物価高騰による影響は否めず、影響分につきましては、保護者へ負担を求めず、市の一般財源にて対応している状況でございます。

また、高騰の影響を少しでも抑えるために、管理栄養士が給食の献立を見直したり、必要な食材について単価の高騰がある場合は、管理栄養士と連携をし、現場の調理員が納入業者に相

談しながら、必要な栄養量を達成できる代替の食材を探したりしまして、給食の質の低下を防ぎながら給食の提供を行っているところでございます。

○金子委員

なかなか大変な状況だなと思います。管理栄養士が、栄養量を達成できるように、いろいろなものを探しているという状況は、かなり厳しいなと思いますが、このような状況で、必要な栄養価をこどもたちに提供できているのでしょうか。

○保育課長

エネルギー、たんぱく質など、1人の1日当たりの給与栄養量の目標値がそれぞれ設定されておりますので、それを達成できる献立を作成し、給食の提供を行っております。

また、毎年7月と2月に、給食の状況及びこどもの身長・体重に関する栄養報告書を県に提出しており、給与栄養量と、各園におけるこどもの状態について、不十分である等の指摘はございません。

○金子委員

不十分であるというふうな指摘はないと聞いて、少しは安心しましたが、なかなか厳しい状況であるのではないかなというふうなことを想像いたします。

この公立保育所等では、3歳以上のお子さんは、主食を家庭から持参しているというふうに聞いております。保管方法について、お尋ねいたします。

○保育課長

ご家庭から持参していただきます主食の保管方法につきましては、冷房の効いた保育室内に保管し、衛生管理を徹底しております。また、保護者の中には、お弁当箱に保冷剤を用意されている方もおられ、保育所等と保護者との相互の衛生管理により、安全性については確保できているものと考えております。

○金子委員

今これだけ暑い状況が続いて、車の中もかなり暑くなるという状況の中で、冷房の効いた保育室に保管するということでも、かなり厳しいのではないかなというふうに考えます。もし何かあったとき、本当に責任が取れるのかな、というふうなことも考えます。

小中学校は、全年齢で主食も施設が提供する、というような給食の在り方をやっております。公立保育所では、0歳から3歳までは主食の御飯を提供するけども、3、4、5歳については、御飯を持ってこなくてははいけない。ここの3、4、5歳だけ持ってくるというのは大変不自然だし、働く保護者にとっては大変負担になっているのではないかなというふうなことを思います。このことを検討すべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○保育課長

人員・設備等の事情もございしますが、仮に主食を保育所等で提供することになりましたら、食費相当分について、保護者から徴収することにもなります。保護者の負担が増えるため、一概に提供することがよい方法であるとは言えませんので、慎重に検討する必要があると考えております。

○金子委員

いろいろな保護者の考えがあるのも事実だと思います。しかし、ほかの保育園、私立の保育園でもかなり主食を提供するというような状況が出ています。しっかり検討していただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

同じく、保育所運営事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

同じく、保育所運営事業費のごみ運搬業務委託料33万円について説明を願います。

○保育課長

事業所ごみの許可業者による収集は週2回で、1回当たりの排出量は5袋までとされており  
ます。市内公立保育施設の菰田保育所、穂波東保育所、庄内こども園においては5袋を超える  
ことから、排出量に応じて許可業者と別途契約を締結したことに係る収集運搬業務委託料とな  
っております。

○藤堂委員

公立の保育所、こども園においては、おむつの処分はどうされているのか、お尋ねいたしま  
す。

○保育課長

各園において、可燃ごみとして排出しております。

○藤堂委員

では、私立のおむつの処分についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○保育課長

私立保育園31園中、尿のみ保護者が持ち帰っている園が1園、それから、布おむつを使用  
している園が1園、自園にて処理をしている園が29園となっております。

○藤堂委員

現在、おむつを処分するためのごみ袋代など、何か市から補助があるのか、お尋ねいたしま  
す。

○保育課長

現在、何も補助はございません。

○藤堂委員

この補助に関しては、園長会からもご要望があっていると思いますので、私からも併せてお  
願い申し上げます。

○委員長

次に、113ページ、児童福祉費、青少年対策費、児童クラブ運営等委託料について、川上  
委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料91ページの説明をお願いします。

○学校教育課長

提出資料に基づきまして、過去3年間の運営状況について説明させていただきます。提出資  
料91ページをお願いいたします。まず、児童クラブ運営等委託料につきましては、直近3か  
年の決算額を記載しております。

次に、児童クラブ運営状況でございますが、直近3か年の4月1日時点における児童クラブ  
ごとの児童数及び支援員等の人数について記載しております。児童数につきましては、低学年  
と高学年で分け、また、障害等により配慮が必要と思われる児童数を、括弧内に内数として記  
載しております。支援員等の人数につきましては、法令に基づく支援員と、その他の支援員補  
助に区分して記載しております。児童数は、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な制限が撤  
廃されて以降、増加傾向にございます。受け入れる支援員数については、いずれの年度も基準  
数を満たしております。以上でございます。

○川上委員

委託契約で、暴力の防止などについては特記事項がありますか。

○学校教育課長

仕様書等では、支援員から児童への暴力または虐待防止の具体的な取組について明記はして  
おりませんが、児童クラブ運営に関する基本的な考え方におきまして、「飯塚市放課後  
児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づきまして、運営を行うことを規  
定しております。同条例第5条第2項には、「放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に

十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。」また、同条第6項には、「放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当該放課後児童健全育成事業者の職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。」と規定しており、この内容に沿い、受託事業者に具体的な取組や研修等を実施してもらうこととしております。

○川上委員

児童数が2375人、特に支援が必要と思われるこどもが53人となっております。支援員が90人、補助が37人で、合わせて127人というスタッフ体制ですけれども、先ほどから言われ、質問しているような観点も含めて、安定的な、充実した放課後児童クラブの運営には、市の内部に担当係をつくって、直営で行うのが最も適切な状況になっているのではないかと思いますので、意見として述べておきたいと思います。

○委員長

次に、114ページ、児童福祉費、青少年対策費、ファミリーサポートセンター事業について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

成果説明書63ページの、ファミリーサポートセンター事業についてお尋ねします。成果説明書63ページの事業は、ファミリーサポートセンター事業の病児緊急対応事業の内容だと思えますが、この事業は基本事業と病児緊急対応事業の2つの事業があると思えます。それぞれの事業について、令和5年度、令和6年度の事業実績をお尋ねします。

○こども家庭課長

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助を助きたい会員「お願い会員」と、育児を援助する「まかせて会員」が、地域の中で支え合う仕組みの事業で、本市では平成20年度より行っております。

令和6年12月からは、この基本事業に追加する形で、こどもの急な発熱や体調不良による緊急時の一時預かりなどを行うことができる病児緊急対応事業を開始いたしました。

事業実績といたしましては、まず初めに、基本事業の利用件数は、令和5年度が325件、令和6年度が393件、お願い会員の登録数は令和5年度は229人、令和6年度は249人、まかせて会員の登録数は令和5年度は132人、令和6年度が139人となっております。

次に、病児緊急対応事業は、令和6年12月から開始した事業となりますので、令和6年度のみお答えいたします。利用件数は2件、お願い会員は249人、まかせて会員は7人となっております。

○石川委員

それでは、病児緊急対応事業についてお尋ねします。成果説明書には、経費と財源内訳がありますが、この内容についてお尋ねします。

○こども家庭課長

決算成果説明書63ページに記載しております、病児緊急対応事業の経費についてですが、人件費につきましては、正職員0.25人分で203万6千円、その他の経費につきましては、全て委託料になります428万6千円となっております。財源内訳についてですが、国県支出金226万6千円となっており、国の子ども・子育て支援交付金、県の子育て援助活動支援事業費補助金を活用して事業を実施しております。

○石川委員

それでは、課題についてお尋ねします。

○こども家庭課長

この事業につきましては、保護者の急な残業の際のお迎えなど、予約なしでも利用でき、働く子育て世代の方には、大変便利な子育て支援であると認識しております。

今後は、任せて会員の増加と事業の周知が必要であると考えております。

○石川委員

まかせて会員の増加に向けて、どのような取組をされていますか。

また、病児緊急対応事業は、令和6年12月から開始の事業であるため、令和6年度の実績が少ないようですが、令和7年度の事業の状況についてはいかがですか。

○こども家庭課長

令和6年度から、保育施設や小学校公共施設等にポスターやチラシを配布する際、周知啓発に努めてきました。その成果もあり、令和7年8月末現在で、利用件数12件、お願い会員が269人、まかせて会員が17人と、徐々にではありますが増加している状況です。

○石川委員

病児緊急対応事業の「まかせて会員」は、病児等を預かるということで、研修等の充実も必要かと思えます。今後も研修の充実はもとより、様々な機会を捉えて、ポスターやチラシの配布、ホームページやSNS等での周知啓発を積極的に行い、会員数の増加を図り、利用促進に努めてください。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第3款 民生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:53

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

次に、第4款衛生費について、116ページから124ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています117ページ、保健衛生費、保健衛生総務費、病院事業会計補助金について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

117ページ、保健衛生費、保健衛生総務費、病院事業会計補助金についてお尋ねいたします。

金額が当初予算から増額となっています。その理由及び内訳についてお尋ねします。

○健幸保健課長

飯塚病院が二次救急に専念することとなり、今まで受け入れていた軽症者の対応が課題となりました。飯塚急患センターでは、多くの患者を診療することが難しいことから、令和6年度より飯塚急患センターの小児科を機能移転し、飯塚市立病院において、小児科休日夜間診療を開始しております。

補助金の算出方法としましては、人件費を含む経費より診療報酬を差し引き、消費税を加えた額及び初年度ということで、設備整備費を加えた額としております。

当初予算では5612万5千円を計上しておりましたが、12月補正予算において、冬場の流感期であるオンシーズン対応や設備整備費の増及び経費から差し引く診療報酬が、当初見込んでおりました患者数及び患者1人当たりの金額が低く見込まれることから、予算を2932万5千円増額しまして、8545万円としております。

○吉松委員

令和6年度より、飯塚急患センターから小児科が機能移転をしたわけですがけれども、患者さんがどのように推移したか、お尋ねいたします。

○健幸保健課長

飯塚市立病院に機能移転するに当たり、診療時間が平日1時間、土日祝日が2時間30分と

延びておりますので、同一条件の比較とはなりません、令和5年度の飯塚急患センターの小児科の患者数は1590人、令和6年度の飯塚市立病院小児科休日夜間診療の患者数は4145人となっております。

○吉松委員

単純に比較はできないとは思いますが、患者数は2.5倍以上伸びていますね。地域貢献という意味では、このことは機能していると判断できるわけですが、それでは、患者さんの年齢構成や地域についてお示しください。

○健幸保健課長

市立病院での患者の年齢構成としましては、0歳が561人、1歳が707人、2歳が362人、3歳が350人、4歳が288人、5歳が286人、6歳以上が1591人となっております。0歳、1歳の2つの年齢で全体の30.6%を占めております。

患者の地域区分としましては、飯塚市が2579人、嘉麻市が542人、桂川町が235人となっております。2市1町の飯塚医療圏で全体の81%を占めており、それ以外の地区では、直鞍地区が212人で5.1%、田川地区が298人で7.2%、その他の地区が279人で6.7%となっております。

○吉松委員

今の内訳を聞きますと、市外でも大いに貢献しているというようなことが聞き取れますけれども、機能移転をしても、小児科の一次救急体制の確保について心配をしておりましたけれども、何とか確保できているのではないかと判断できますけれども、このまま、このような体制を維持する、そしてまた、発展するよう意見として述べまして、終わります。

○委員長

次に、117ページ保健衛生費、保健衛生総務費、その他の保健衛生総務費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

同じく、決算書の117ページ、保健衛生費、保健衛生総務費、その他の保健衛生費について、質問いたします。

成果説明書は67ページです。決算書117ページの保健衛生費、保健衛生総務費、その他の保健衛生総務費が前年度と比較して、決算額は大幅に増えております。その要因をお尋ねします。

○健幸保健課長

その他の保健衛生総務費の決算につきましては、令和5年度が1730万6814円、令和6年度が1億399万4769円であり、8668万7955円の増額となっております。増額の主な要因は、令和6年度より新たに病院事業会計補助金8544万9093円を支出したことによるものでございます。この病院事業会計は、令和6年度より飯塚急患センターの小児科を飯塚市立病院に機能移転し、実施しております市立病院小児科休日夜間診療に係る経費でありまして、病院事業会計から市立病院の指定管理料を支出する財源となるものでございます。

補助金の算出につきましては、診療に係る経費から診療報酬を差し引いた額としております。

○赤尾委員

約8500万円程度支出しておりますが、今、答弁ありましたように、機能移転初年度ということで特殊な要素があるのか、また、財源は全て一般財源なのか、お尋ねします。

○健幸保健課長

機能移転に伴い、飯塚市立病院の施設設備の改修等が必要となりました。そのため、約8500万円の支出のうち、約2千万円が施設設備関係の支出となっておりますので、この分については今後不要となります。

また、この事業は本市、嘉麻市、桂川町の2市1町による協定に基づき実施しておりまして、

患者数の割合に応じて嘉麻市、桂川町から負担金を頂いております。

○赤尾委員

令和6年度は初年度ということで、設備投資分があることは分かりました。先ほど答弁のあった設備投資分を除くと、約6500万円となりますので、今後はこの6500万円程度が必要となる理解でよろしいか、お尋ねします。

○健幸保健課長

基本的には委員ご指摘のとおりであります。先ほど答弁しましたとおり、補助金の算出につきましては診療にかかる経費から診療報酬を差し引いた額としておりますので、診療報酬に影響します患者数及び診療内容によって増減がございます。

○委員長

次に、119ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、母子保健事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私からは119ページの母子保健事業費の中の、産後ケア事業委託料465万3千円についてお尋ねいたします。

この事業については、利用の状況について資料要求しておりますので、その資料の内容について説明をお願いいたします。

○こども家庭課長

資料は93ページになります。産後ケア事業の3年間の内容が分かるものについてご説明させていただきます。令和4年度実人数186人、利用者数延べで329人。令和5年度実人数180人、利用者数延べ351人。令和6年度実人数193人、利用者数延べ393人でございます。

○金子委員

利用者数の延べ人数をお知らせいただきましたが、この内訳をよく見ますと、それぞれ伸びております。特にショートステイの伸びが大きいと思うんですけども、それについて何か分析されたりしたことはございますか。

○こども家庭課長

特に分析というものはしておりませんが、利用者数が大変伸びているというところは認識しております。

○金子委員

今、ホームページで確認しましたら、産後ケアのショートステイのところは今までと少し状況変わってきたかなというふうに思いますので、なぜ、このショートステイが大きくなっているのか、もしその理由が分かれば、また調べていただけたらなと思っております。

本事業の課題についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

産後ケア事業に関する課題といたしましては、さらなる周知徹底が当面の課題であると捉えております。利用者は増加傾向にありますが、広く周知することで、利用促進につながる事業でもございますので、産後ケア事業をより多くの方に利用していただくためにも、様々な機会を利用して周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○金子委員

周知徹底とおっしゃいましたが、どのように現在周知されているのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

現在の周知方法につきましては、親子健康手帳をお渡しする際、直接、制度のお知らせを行っております。そのほか、広報、ホームページでの周知、乳幼児訪問時の配付、窓口や関係機関でのチラシの配架を行っております。

○金子委員

子育てをするときの資料はたくさんあると思いますので、そこで埋もれてしまうと思いますので、いろいろな情報を使って、情報の周知徹底をよろしくお願いいたします。

では、今後の見通しについてのお考えをお示してください。

○こども家庭課長

心身ともにつらく、孤独に陥りやすい産後の母親への支援として、ショートステイやデイケア、アウトリーチをご利用していただくことは、母親の心身の回復をサポートするだけではなく、育児不安の軽減や産後うつを予防を図るためにも必要な事業であると考えております。今後も引き続き多くの方に利用していただくため、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○金子委員

今年、令和7年度は福岡県の産後ケア利用促進事業を活用して、県の補助を受けて利用できるようになっていますので、ぜひ周知徹底のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、122ページ、保健衛生費、環境対策費、その他の環境対策費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは、私のほうから122ページ、保健衛生費、環境対策費のスズメバチ駆除の補助金についてお尋ねします。この補助金の対象となる蜂の種類とか巣の場所などに何か条件等はあるのでしょうか。

○環境整備課長

蜂の種類といたしましては、スズメバチ亜科を対象としておりまして、代表的なものとしたしましては、小型スズメバチ、オオスズメバチ、キイロスズメバチなどがございます。巣の場所といたしましては、居住用の建物、または敷地内にある物、または、おおむね10メートル以内に複数の方が日常的に立ち入る場所があり、不特定の方にスズメバチの危害が及ぶと判断されるもの、いずれかに該当するものが対象となっております。

○田中武春委員

それでは、巣の大きさとか、そういうのは条件があるのでしょうか。

○環境整備課長

巣の大きさに関しまして条件等はございません。

○田中武春委員

居住用の建物や敷地については分かりましたが、今、答弁がありました、おおむね10メートル以内に複数の者が日常的に立ち寄る場所とは、具体的にどのような場所を想定されているのでしょうか。

○環境整備課長

想定といたしましては、自治会が管理されている公民館などを考えております。

○田中武春委員

それでは、補助対象者等交付の要件について教えてください。

○環境整備課長

補助対象者としましては、巣がある土地建物を所有、管理または使用している方や自治会などが対象となります。交付要件といたしましては、1つ目に、駆除業者に依頼して巣を駆除していること。2つ目に、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納がないこと。3つ目として、駆除した日に属する年度までに必要な書類をもって申請することを要件としております。

○田中武春委員

それでは、自治会などから相談があるのではないかと思います、空き家にスズメバチの巣がある場合はどのように対応するのでしょうか。

○環境整備課長

空き家の場合は、早急に家屋や土地の所有者の調査を行い、その所有者に対し駆除対応を依頼しております。なお、その際には、補助金制度が活用できることをお伝えしております。

○田中武春委員

それでは、補助金の補助率や金額というのはどのようになっているのでしょうか。

○環境整備課長

補助率につきましては、消費税及び地方消費税を除く駆除費用の2分の1となっております。補助金の上限額としましては5千円としております。

○田中武春委員

令和6年度の決算状況をお尋ねしますが、当初予算との比較と併せて、補助件数についてお答えください。

○環境整備課長

まず当初予算でございますが、想定としまして227件分の113万5千円を予算としておりましたが、決算といたしましては、補助件数77件で、決算額は38万円となっております。

○田中武春委員

当初よりも件数も金額も大分下がっていますが、多分、今年の夏、暑過ぎたからスズメバチが巣を作りきれなかったよね。多分、今からの時期がこの時期に入るかと思いますが、よろしくをお願いします。

最後に、提出に必要な書類などについて教えてください。

○環境整備課長

提出書類といたしましては6種類ございます。1つ目が、補助金交付申請書、2つ目に、補助金交付請求書、3つ目に、滞納状況を確認するための同意書、4つ目に、駆除した場所の位置図、または見取図、5つ目に、駆除費用の領収書の写し、最後に、駆除前、駆除後の写真の6種類の提出が必要となっております。

○田中武春委員

最後、要望になりますけども、このスズメバチを見かけた際には、よく聞きますが、静かにゆっくりとその場を離れることが最も重要だそうです。スズメバチは攻撃性が高く、毒も強いので、さされると強い痛みを感じ、場合によっては命に関わることもあるそうです。市民には、巣を見つけた場合には、自分で駆除しようとかいうふうには考えず、まず、市役所なり、専門業者に相談するように周知徹底をしていただくよう、よろしくお祈りを申し上げます。

○委員長

次に、同じく、その他の環境対策費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、決算書122ページ、その他の環境対策費の資源回収団体奨励補助金について、お尋ねいたします。

資源回収に対する成果について、どのようにお考えでしょうか。

○環境整備課長

資源回収団体奨励補助金の交付につきましては、ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市民の環境保全に対する意識の高揚と活動の発展を図ることを目的としております。

成果といたしましては、ごみの減量化に寄与していることはもちろんでございますが、紙類、布類、缶類、瓶類などのいわゆる資源ごみに関して、分別してリサイクル資源として活用するものとして、市民の皆さんの意識が高まっているものと認識しております。

○金子委員

環境基本計画の年次報告書にも、この資源回収団体の補助金の交付についての報告が載せられておりますが、令和6年度の目標値が6に対し、令和6年度の実施値は3というふうになっております。それについて課題があるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○環境整備課長

ただいまおっしゃられた数字でございますが、新規登録団体の登録数、私どもが目標にしている数のことをおっしゃったと思うんですけど、現在、広報、自治会の集まりの場等で、新規団体に、この補助金制度の概要を説明しまして、補助金に加わっていただく団体を増やそうとしておりますが、令和6年度に関しましては、ちょっと目標には届いていないという状況だというふうに認識しております。

○金子委員

では、資源回収後、市への申請の仕方はどのようになっていますか。

○環境整備課長

まず、資源回収活動を行っていただいた後に、回収業者に引き取っていただき、その際に、引取り証明書、計量証明書などを業者から発行してもらい、所定の補助金交付申請書類とともに市に提出していただいております。

○金子委員

必要な書類が引取り証明書、計量証明書があつて、それを市に提出するということですが、これは毎月、そのために行わなくてはいけないものなのでしょうか。

○環境整備課長

補助金の交付申請ができる期間といたしましては、資源回収を実施した日の翌月から6月以内となっております。例えば、4月に回収業者から引き取ってもらった場合は、翌月の5月から6月以内となりますので、10月末までに申請が可能となっております。

○金子委員

市民の方には、この引取り証明書や計量証明書を、毎回市に持っていかなくてはいけないことが、大変面倒だなあとと言われて、止められる方もいるというふうに聞いております。ぜひ、半年以下の期間があるということをごすね、もっと周知していただければいいと思います。

また、先ほどから話をお聞きすると、この補助金申請に必要なものとしては、紙ベースのやりとりではないかなというふうに思いますけども、ぜひ電子申請の方法があると、もっとやりやすいのではないかと思いますので、調査研究していただければと思っております。

○委員長

次に、123ページ、清掃費、清掃総務費、ふくおか県央環境広域施設組合負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料94ページから説明をお願いします。

○環境対策課長

資料94ページ、ふくおか県央環境広域施設組合負担金の実績推移及び根拠について説明させていただきます。

まず、94ページ、資料の上段は、過去5年分の令和2年度から令和6年度までの実績を、議会総務費、火葬場費、ごみ処理費、し尿処理費ごとに各年度の負担金額を記載しております。資料下段には、負担金に関する関係各課の内訳を記載しております。令和4年度から令和5年度にかけては、ごみ処理費が増額になっておりますが、これは令和5年度の施設再編に伴い、クリーンセンターの2炉運転開始のための施設整備を行ったことにより、増額となったものであります。

また、令和6年度が増額につきましては、リサイクルプラザの金属圧縮機及び破碎機の整備

を実施したことにより、増額となっております。

また、根拠資料としまして、96ページから各年度、6年度からの分になりますけど、令和6年度の、ふくおか県央環境広域施設組合からの負担金請求書を添付しております。負担金につきましては、1年分を5期に分けて支払いしており、請求書には各期ごとの内訳等を記載されております。それで97ページから令和5年度という形で——、令和6年度5期分を各期で添付させていただいております。

○川上委員

新ごみ処理施設計画コンサルタント委託料負担分はどこに入っていますか。

○環境対策課長

計画支援業務の分については、この負担金の中には含まれていません。

○川上委員

コンサルタント委託料ですよ。

○環境対策課長

組合にも確認いたしましたけど、この令和6年度分の中には、計画期の分の負担金は含まれていないということでありました。

○川上委員

こういう請求書が来るんですけども、当否についてはどのようにチェックしていますか。

○環境対策課長

各事業につきましては組合のほうで執行しておりまして、チェックにつきましては、その分を執行しているかどうかだけで、チェックをしております。

○川上委員

請求書が来ると、ノーチェックで支出をしているわけですか。

○環境対策課長

組合からは、まず1期から5期分の内訳でしか詳細は来ておりません。各期で、各費目ごとの分の数字、総額をチェックしております。

○川上委員

そのチェックの状況を聞いているんです。

○環境対策課長

当初5期で分かれて数字が来るんですけども、1期から4期については同じ額があって、最終的には5期の分だけが人件費等で異動になります。その分については、1期から4期までについては、金額が間違いのないかのチェック、5期はどういう動きだったのかというのでチェックをさせていただいています。

○委員長

次に、123ページ、清掃費、ごみ処理費、ふれあい収集事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、清掃費、ごみ処理費、ふれあい収集事業について質問します。

成果説明書70ページですけども、本年の活動の指標の中で、対象者の異常認知件数が6件発生しているとなっておりますが、その内容はこういったものだったのか、お示してください。

○環境対策課長

本事業において、対象者宅へごみ収集に伺ったところ、自宅の中で倒れていた件数であります。全ての案件で、すぐに救急車や警察等呼び、対応後、緊急連絡先の家庭や担当ヘルパー等に引継ぎを行っております。

なお、幸いにも、全対象者とも命には影響はなかった事例でありました。

○田中武春委員

昨年度の実績で、6名の方の早期発見ができ、命を救えたことは、このふれあい収集事業の本領というべきものだというふうに思いますが、では、この大事な事業ですね、収集世帯の増加が今後考えられますけども、それに対する予算、人員の考え方についてお示してください。

○環境対策課長

現在、ふれあい収集事業は、収集車両2台で収集し、緊急時対応等で1台予備車がありまして、人員については、1台2名で収集、電話受付等で2名、合計6名で事業を行っております。

今後、利用者増加の想定といたしまして、予備車の定期収集への使用変更や、まずは、職員の配置変更等で対応することと考えております。

加えて、収集ルートや作業マニュアル等の見直しを含め、効率かつ効果的な事業の在り方に関して、関係部署等と協議をしてみたいと考えております。

○田中武春委員

このふれあい収集は、行政と市民との信頼関係で成り立っておりますので、市民からの安心と信頼から行える事業というふうに考えています。このふれあい収集事業は、単なるごみ収集とは異なりまして、利用者の方から、市の職員が個別に訪問し、利用者とのコミュニケーションを行うことで、安心と信頼が寄せられ、さらに利用者の家族や周囲の市民からも喜ばれている支援策というふうに思います。市の職員で収集を行うことが最良というふうに考えます。

それでは、今後の適正な収集体制の構築についてお示してください。

○環境対策課長

質問委員が言われますとおり、利用者の方々から、市の職員が個別に訪問し、利用者とのコミュニケーションを行うことで、安心と信頼を寄せられております。平成30年度からこのサービスを開始し、利用者は令和6年度末現在、302世帯のご利用をいただいております。今後も利用者が増加することが予想されます。事業の重要性など広報周知を行うとともに、収集人員の確保について関係部局と協議を行いながら、必要な収集体制を築き、事業の拡大を図っていきたくて考えております。

○田中武春委員

本市としても、少子高齢化が加速的に進む環境の中、この制度を充実させるとともに、質の高い公共サービスを提携し、市民の生命と財産を守るため、継続的な取組が求められているんじゃないかなと思います。

また、このふれあい収集というのは、少子高齢化で、今後利用者が増加した場合、先ほど答弁にありましたが、予備車を定期的収集に使用することで、多分、人がいなくなって人員不足になりますし、いわゆる受付とか電話対応、緊急時の対応等を行うことに支障を来すのではないかとこのように心配しております。そのことで、市民サービスが低下することはあってはならないというふうに思います。そのためにも、収集事業を注意しながら、早めに関係部署と協議を行い、事業に必要な職員配置と車両、それから予算について確保していただくよう強く要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○赤尾委員

同僚議員が資料要求しました追加資料の94ページについて、何点か質問させてください。ここに実績の推移とか根拠が示されてあるんですけど、まず、し尿処理費ですね、令和4年度から令和5年度にかけて急激に上がるんですけど、1億円ぐらい。これ、何か検証されてあれば、要因をお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:36

再 開 13:48

委員会を再開いたします。

○環境対策課長

失礼しました。し尿処理費の令和5年度から上がった分につきましては、環境センターの施設の定期整備が令和5年度からありましたので、その分で増額となっております。

○赤尾委員

すみません、通告なしの質問で申し訳ないです。

あと、ごみ処理費についてちょっとお尋ねしたいんですが、大前提でごみの量とごみ処理費というのは密接に関わっているというか、連動するものなのか、お尋ねします。

○環境対策課長

ごみの減量につきましてごみ処理費が連動しているかという質問だと思っております。ごみ処理費との関連につきましては、物価高騰とかいろいろ要因がありますので、一概にごみ処理費が安くなるということにはならないと思っております。

○赤尾委員

ごみの量とごみの処理費は関係しているんでしょう。ごみが増えればごみ処理費が増えるんでしょう。ごみの量が減れば、ごみ処理費が減るんでしょう。そういうことをお尋ねしているんですが。

○環境対策課長

今、委員が言われますとおり、ごみの量が減れば単純にごみ処理費は下がってくると思えますけども、先ほども言いましたとおり、物価高騰とかいろいろ要因がありますので、一概に下がっていくばかりという回答にはならないと思っております。

○赤尾委員

そこでちょっとお尋ねするんですけど、5か年の推移が示されているじゃないですか、令和2年度から令和6年度。令和4年度から令和5年度はごみ処理費が下がりますね、大幅に。3500万円ぐらい。また、令和6年度は上がるんですけど、この要因について、同僚議員の説明で答弁されたかもしれませんが、再度お願いします。

○環境対策課長

令和5年度から令和6年度に上がった要因としましては、令和6年度におきましてリサイクルプラザの金属圧縮機及び破砕機の整備を実施したことによって、増額となったものでございます。

○赤尾委員

建物の維持管理費というか、設備投資というか、そういうものが含まれているということですか。

逆に、令和4年度から令和5年度に下がった要因は分かりますか。

○環境対策課長

先ほども言いましたとおり、令和4年度から2炉運転を開始しております。その分で令和4年度につきまして、主に整備を行いまして、令和5年度につきましては残っている分の点検をしたので、令和4年度の分のほうが高くなっているという形になっております。

○赤尾委員

通告している質問じゃないので、この辺で終わりにしたいと思いますけど、一つちょっと要望としては、追加資料を出していただく際にいろいろな観点から見たいんですよ。検証したいというか分析したいというか、見たいので、例えば、設備投資の部分があるでしょう。それは別枠で記載していただくとか、原則、ごみの量が減ればごみ処理費が減る、何かそういう動き、推移を見ていきたいと思っておりますので、何かそういうような表示というか表で資料を作っていたらと思います。これを要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第4款、衛生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:53

再 開 13:55

委員会を再開いたします。

次に、第5款、労働費から第8款、土木費について、124ページから147ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、127ページ、農業費、農業振興費、農業物価高騰対策支援金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の100ページの説明をお願いします。

○農林振興課長

追加資料の100ページ及び101ページをお願いいたします。「1. 本事業の概要」としましては、物価高騰による農業経営の影響を軽減し、営農の継続を支援するため、農業者または畜産業者に対し、令和5年1月から令和5年12月までの農業収入額に応じて1万円から100万円の支援金を支給するものでございます。

次に、「2. 予算計上に至るまでの経緯」につきましては、記載のとおり、令和4年7月に生産資材の高騰に対して市の支援を求める要望書が提出され、それ以後、様々な会合等の機会を通じて農業者から聞き取りを行うとともに、国や県の経済対策の動向を注視しつつ支援策の検討を続け、令和6年9月市議会定例会において補正予算を上程するに至っております。

次に、「3. 事業の実績」といたしましては、申請受付件数の実績は585件となっており、予算計上時に見込んでおりました1161件に対して50.4%の申請率となっております。

また、支給金額の実績といたしましては2210万円となっており、予算額4047万円に対して54.6%の執行率となっております。

次に、「4. 事業の評価」につきましては、農業者及び畜産業者から頂いたご意見をもって、本事業の評価にしたいと考えております。その主なご意見を8件上げておりますが、総じて好意的な評価を多く頂いております。

以上で、追加資料の説明を終わります。

○委員長

次に、127ページ、農業費、農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

127ページ、農業費、農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、この事業については年々増加しておりますのでのっぴきならない問題というふうに捉えています。

鳥獣被害対策実施隊員の概要と隊員数についてお尋ねいたします。

○農林振興課長

飯塚市鳥獣被害対策実施隊員は有害鳥獣駆除員の中から嘉穂飯塚猟友会の推薦があった方で、市の依頼に基づき、イノシシや鹿、アナグマ、アライグマの捕獲等に係る実施活動に迅速に対応ができ、実施隊活動のおおむね8割以上の日数に従事することができると見込まれる方を非常勤特別職として委嘱しているもので、令和7年4月1日時点の人数は、飯塚地区が5名、穂波地区が2名、筑穂地区、庄内地区及び穎田地区がそれぞれ3名ずつの合計16名となっております。

○吉松委員

合計で16名ということですが、この実施隊員の平均年齢についてお尋ねします。

○農林振興課長

令和7年4月1日時点の鳥獣被害対策実施隊員16名の平均年齢は72.9歳となっており、高齢化が進んでいるところでございます。

○吉松委員

世の中も高齢化していますけれども、平均年齢が72.9歳というのは今後のことがやはり心配になってくる年齢です。

それでは次に、実施隊員の報酬については令和6年度から見直しが行われたと聞いております。その内容の説明をお願いします。

○農林振興課長

鳥獣被害対策実施隊員の報酬につきましては、隊員の出勤日数に対する報酬として、年間を通じて日額2千円を支給し、アナグマとアライグマの駆除において捕獲した場合には加算日額として1500円を支給しておりましたが、令和6年度分から見直しを行いまして、日額を3500円に増額し、アナグマとアライグマの捕獲に係る加算日額を0円に減額しております。見直しの理由といたしましては、近年、対象鳥獣による農作物被害の通報が増加したことに伴って実施隊員の活動日数が増加し、隊員の負担が大きくなっている現状を考慮いたしまして、近隣自治体の取組も参考にし、検討した結果、報酬の日額を改正したものでございます。なお、アナグマとアライグマの捕獲に係る加算日額を0円に減額した理由といたしましては、令和6年度から飯塚市有害鳥獣駆除補助金の報償金の対象鳥獣にアナグマとアライグマを追加する交付要綱の見直しを行うに当たって、捕獲に伴う実施隊員報酬の加算日額と同補助金の重複支給を避けるために行ったものでございます。

○吉松委員

それでは続きまして、有害鳥獣駆除対策事業費補助金についてお尋ねします。最初に、有害鳥獣の捕獲数について過去3年間の推移をお尋ねいたします。

○農林振興課長

令和4年度から令和6年度までのイノシシと鹿、アナグマとアライグマの年間捕獲頭数についてお答えいたします。令和4年度はイノシシが2030頭、鹿が595頭、アナグマが140頭、アライグマが250頭で、合計3015頭となっております。

令和5年度はイノシシが1222頭、鹿が813頭、アナグマが73頭、アライグマが216頭で、合計2324頭となっております。

令和6年度はイノシシが2404頭、鹿が968頭、アナグマが289頭、アライグマが450頭で、合計4111頭となっております。

年度によって頭数の増減がありますが、直近の比較で申し上げますと、令和6年度の捕獲頭数の合計は令和5年度に比べて1787頭の増加となっており、増加率が約1.8倍となるなど大きく増加しております。

○吉松委員

令和5年度から6年度にかけては捕獲頭数が1.8倍になったと。もう驚くべきことですがけれども、つくづく九州には熊がいなくてよかったなあと思いますけれども、それにしても捕獲頭数が増加する傾向は今後も続くと考えられます。市として今後の対策についてどのようにお考えかお答えください。

○農林振興課長

本市では捕獲によります個体群の管理に加えまして、令和6年度からは農業者が行う侵入防止柵等の整備を支援する補助制度を創設するなど、被害発生防止の取組にも注力しているところでございます。

近年、捕獲頭数が増加傾向にある中で、今後も捕獲を強化していくためにはいかにして駆除員の労力軽減を図っていくかが重要であると考えております。このため、令和7年度からの新たな取組といたしまして、捕獲した個体の処理、特に近年猛暑が続く夏場の個体処理の負担軽減を図ることを目的といたしまして、7月から9月までの間、市のクリーンセンターが開場していない土曜日と日曜日に捕獲した個体を駆除員が市内にあります動物の死体火葬・埋葬業者へ搬入できるよう、その処理手数料を市が全額負担する支援事業を行っております。今後とも駆除員の高齢化への対応も含め、負担軽減を図るためのさらなる取組について検討してまいりたいと考えております。

○吉松委員

駆除員の負担軽減を図っているということですが、今後は耕作放棄地の増加、それから気候変動、駆除する隊員の高齢化などを背景に、有害鳥獣は増え続けていくと想像されます。それとともに、捕獲頭数もまた増えるわけですが、このままでは隊員の負担も増えますし、決算における金額も増え続けるということですが、この問題については捕獲した動物の死体の処理というのがやはり大きな問題と課題となっています。越前市では、直径1メートル、長さ4メートルの円柱で処理する方法を今年8月から導入したということです。このような例もありますので、引き続き対策を検討していくことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

同じく、127ページ、農業費、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

同じく、有害鳥獣駆除対策ですが、同僚議員から、今、るるご質疑がありましたので重ならないところだけ言います。令和5年度の実績と比較すると、先ほど言いました約1.8倍に増大をしているようですけども、その要因についての考えがあれば、お尋ねします。

○農林振興課長

令和5年度から令和6年度にかけて捕獲頭数が増加している主な要因といたしましては、令和6年度から飯塚市有害鳥獣駆除補助金の報償金の対象鳥獣にアナグマとアライグマを追加し、1頭当たり3千円を交付する見直しを行ったことにより捕獲頭数が増加していると考えております。

また、本市の有害鳥獣駆除員数につきましては、令和6年度から新たに10名の方に従事していただいておりますので、その成果として捕獲頭数の増加につながったものと考えております。

○田中武春委員

次に、捕獲員の高齢化、今、同僚議員が、平均が72.9歳だというふうに言われていたけども、若手の捕獲員の確保についてどのような取組を行っているのか、お尋ねします。

○農林振興課長

新規駆除員の確保に向けた取組といたしましては、狩猟免許更新の申請時や福岡県主催のわな免許新規取得への講習会開催時におきまして、新規駆除員募集のチラシを飯塚農林事務所にて配付させていただいており、併せまして、本市のホームページでも駆除員募集の周知を行っております。

本市の有害鳥獣駆除員の人数につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、令和6年度から新たに10名の方に従事いただいておりますが、令和7年度におきましても、新たに30代から50代の6名の方が加わり、現時点で62名の方に従事いただくなど、年々増加しているところでございます。

本年度から新たに従事されている6名の方に参画された理由をお尋ねしましたところ、現駆除員の方に勧められたからと回答された方が4名、猟友会から紹介されたと回答された方が

2名おられたことから、各駆除員が有する人的ネットワークを生かした人員の確保も有効な方策と考えており、引き続き、駆除員の皆様にご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、129ページ、農業費、農業土木費、農村環境整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の102ページの説明をお願いします。

○農業土木課長

「農村環境整備事業（中畑ため池しゅんせつ工事）に関わる土砂処分について」ご説明いたします。

工事名、中畑ため池しゅんせつ工事。契約日、令和6年8月7日。工期、令和6年8月8日から令和7年2月28日まで。受注業者、飯塚市筑穂元吉453番地3、瓜生誉一郎。請負金額、2949万7600円。建設発生土受入業者、飯塚市伊岐須907番地1、有限会社中尾建設、代表取締役渡辺 学。受入地住所、飯塚市筑穂元吉872番地33の一部、土砂処分量、1640立方メートル。中畑ため池のしゅんせつ土砂については第4種建設発生土に改良し、搬出を行うため、一軸圧縮試験の現場目標強度を40kN/m<sup>2</sup>に設定し、固化材配合量の試験を行った結果、固化材配合量を1立方メートル当たり90キログラム添加することを決定しております。以上、説明を終わります。

○委員長

次に、132ページ、商工費、商工業振興費、商業情報発信支援事業費について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

商業情報発信支援事業についてお伺いします。まず、飯塚市の事業者を盛り上げるために予算をつけて、市の職員がいろいろ動いていただくという話は大変素晴らしいなと思っております。ぜひ、来年度以降も予算をつけていただきたいなと思いつつも、一方で、今年と去年はかなり似通った事業になっている中で、様々なディスカッションの中で問題点が浮き彫りというか、改善点が浮き彫りになっていますので、来年に関しては、ゼロベースでより飯塚市の事業者のためになるようなものと考えていただきたいなと思っているんですが、率直に、このあたり、課長はいかがでしょうか。

○商工観光課長

商業情報発信事業につきましては、令和6年度から初めて実施しております。情報の内容や発信方法につきましてはそのときの流行にも左右されますので、様々な方の意見を聞きながら、担当課としては来年度も継続して実施したいと考えております。

○藤間委員

それでは早速質問のほうに入っていきます。今のご答弁というのは、様々な意見を聞きながらやっていくというところではございました。この質疑を通じて私が申し上げたいのは、今年と去年に関して、目標設定ですとか、そのチェックの体制、あるいはその手段について、極めて改善点が多い、正直よろしくなかったなと思って、それをこの質問を通じてぜひ皆様に聞いていただければと思っています。

まずは、この事業の内容ですとか目的について教えてください。

○商工観光課長

この事業につきましては、大学生を中心としたSNSの使用に慣れた世代に市内店舗の魅力や商品の情報を発信してもらうことにより、飯塚市の認知度・魅力度向上とともに消費拡大を図ることを目的とした事業となっております。

事業内容につきましては、クーポンブックを作成し、大学や参加店舗を通して大学生などに

配布することで店舗への来店を促し、商品情報など多く投稿していただくため、クーポンブックの配布に併せてインスタグラムでのフォトコンテストを令和7年2月1日から3月14日まで、実施しております。

○藤間委員

まず前提として、今おっしゃっていただいた大学生を中心にSNSで発信をして、それによって様々な取組を知ってもらおう。この点は極めて同意いたします。

では、こちらに関して、どこがどういった金額で何を受注したか、内容をお願いします。

○商工観光課長

この事業につきましては、先ほど答弁いたしました内容につきまして令和6年10月にプロポーザル方式にて受託候補者を選定し、契約金額299万900円税込みで株式会社NOTEと契約しております。

○藤間委員

幾つか内訳を聞きます。特設サイト、ウェブサイトをつくっていらっしゃいますが、こちらの金額と、そのサイトが今どうなっているか、教えてください。

○商工観光課長

特設サイトのシステムにつきましては110万円で見積もっております。そのサイトにつきましては現在閉じられております。

○藤間委員

今年も似た事業をされていますよね。またウェブサイトをつくるという認識で合っていますか。

○商工観光課長

そのとおりでございます。

○藤間委員

事業者のいろいろな情報ですとか商品が載っているウェブサイトをつくりますと。それは悪くはないと思います。ただ、つくって、閉じまして、100万円を払います。次の年、またウェブサイトを作ります、閉じます。これは100万円か110万円か、今年は分かりませんが――。今年の金額を聞きましょうか、幾らですか。

○委員長

藤間委員、決算の分でもよろしくお願いします。

○藤間委員

今年を対象外ということですが、この決算というのはこの予算に対してこの金額を使ったことよいか悪いか、それが焦点です。私が申し上げているのは、ウェブサイトを作ります、100万円を払います、閉じます、次の年もまたつくりますというのに対して、これは手段としてかなり無駄といいますか――、そもそもウェブサイトというのは、つくった時点ではなかなか検索でも上にいきません。ただ情報が充実していく。時間がたっているいろいろな人が訪れる。それによって検索順位が上に上がっていくので、このウェブサイトをつくりました、閉じましたというのは極めて無駄だったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長

単年度事業として実施しておりますので、質問委員が言われますように、つくって、閉じる、つくって、閉じるという部分については少し検討が必要なのかなという気もいたしております。

○藤間委員

検討が必要ではなくて、無駄ですよ、シンプルに。何の検討をするんですか。

○商工観光課長

そういったウェブサイトが引き続き実施できるかどうかについての検討をしたいと思います。

○藤間委員

次なんですけれども、先ほど申し上げた事業の目的として、大学生がいろいろな投稿をします。それがいろいろな人の目に触れます。それは素晴らしいと思うんですけれども、この大学生に景品を出していらっしゃると思うんですけれども、この景品はどういう物か、どういう金額かを教えていただけますでしょうか。

○商工観光課長

5万円から1千円までの商品券を20位以内の方に配付しております。

○藤間委員

事前に聞いていた話では、全部で25万円分の景品があると。それは全然素晴らしいと思うんですけれども、一つのポイントとしては、どんな投稿があって、その投稿をどういう人に見ていただいて、どんなものであったのか。それについては報告もなければ確認もしていないというお話だったんですが、それは、今もお答えは同じで大丈夫でしょうか。

○商工観光課長

すみません、その打合せのときにつきましては私自身が実績報告の中で確認できなかったとお話しさせていただきました。実際には、そういった投稿については職員のほうが確認しに行っております。

○藤間委員

これについては事前にどんな投稿があったのか、すなわち、なぜこれを聞くかということ、皆さん、ツイッターとInstagramは何となくイメージが湧くと思うんですけれども、ツイッターの場合は何月何日から何日までどんな投稿がありましたかは、これは検索で出てくるんです。一方で、Instagramの場合、何月何日から何日までどんな投稿があったかと検索できないんです。Instagramの場合は「#飯塚市」と検索をすると、いわゆるInstagramがアルゴリズムで選んだ人気の投稿が出てくるだけなんです。これはツイッターだったらこういうふうには言っていないんですけれども、Instagramだとどんな投稿があったかというのは分からない。なので、事前に質問として、「どんな投稿がありましたか」に関しては、質問を頂いていないですし、それが戻ってこなかったんで聞いているという話です。

それは、私が事前に頂けなかったんですが、背景等がございますか。どんな投稿があったかとかURLとか、当然、その景品として優秀投稿があれば、どんな投稿があるか、当然、把握してしかるべきだと思うんですけれども、事前にお問い合わせが出てきていないという背景は何でしょうか。

○商工観光課長

すみません、その時点でうちのほうにそういった投稿された画像等がなかったため、お送り、お知らせすることができなかったものでございます。

○藤間委員

今はあるんですかね、今はあるってことですね。

では次が、今度はフォトコンテスト、このフォトコンテストというのは、このプロジェクトの本質だと思うんですが、ここでの成果、例えば、インプレッション数、投稿がどれだけ見られたかとか、フォロワーが増えたですとか、経済効果、そういった成果をお尋ねします。

○商工観光課長

令和7年2月1日から3月14日のフォトコンテスト期間中のSNS広告インプレッション数は26万706件、ハッシュタグ飯塚市の増加数は目標1万件に対し5072件、フォロワー獲得数は目標300人に対して180人となっております。

また、参加店舗個店の売上げ増加等の経済効果は分かりかねますが、この事業によりクーポンブック掲載店に約500人以上の来店者及び71人のフォトコンテスト応募者からの飯塚のよさを見つけられた等の感想から、この事業の目的でもあります、飯塚市の認知度・魅力度の向上とともに、消費拡大については成果があったのではないかと考えております。

○藤間委員

SNS広告インプレッション数というのは、誰の、どんな投稿をおっしゃっていますか。

○商工観光課長

期間中にSNS広告を出しております、そのインプレッション数となっております。

○藤間委員

これは事前の質疑にもありますよ。つまりそのアカウント名、誰がどんな投稿をしたのかというご質問です。

○商工観光課長

「フリーマガジンHen」のアカウントと、「飯塚をPRし隊」のアカウントの共同投稿でフリーマガジンHenのアカウントから広告を配信しております。

○藤間委員

共同投稿ということは、Henとあと誰の共同投稿ですかね。2つ主体があるということですよ、共同投稿ということは。

○商工観光課長

もう一つアカウントとしましては、「飯塚をPRし隊」というアカウントとなっております。

○藤間委員

ちなみに、今おっしゃっていただいた成果というのが、多分成果になっていなくてですね、一つお伺いしたいのが、この「#飯塚市」、これが5072件増えたという話があるんですけども、ハッシュタグでどんな投稿があったかというのは、基本的には確認が難しいというふうに理解しています。なぜかという、インスタグラムの仕組み上、この期間からこの期間までどんな投稿があったかというのは見られないというふうに私は認識しているんですが、ここで認識の相違はないですかね。

○商工観光課長

期間中というよりは、「飯塚をPRし隊」のアカウントで検索していただくと出てくると思っております。

○藤間委員

それは間違いないですか。ちなみに打合せ中に、何度も前提知識を欠くような発言がありましたが、今の発言は間違いないですか。「飯塚をPRし隊」の投稿が5072件ある。それは正しいですか。

○商工観光課長

「飯塚をPRし隊」で検索されると出てきます。

○藤間委員

すみません。私の質問は、それを検索すると何が何件、私の質問というのは、この5072件のハッシュタグに関して見るができますかという質問です。主語と述語をしっかりとさせていただきたくて、「飯塚をPRし隊」を検索すると出てきますというのは、何が出てくるのかというふうに、ちょっと私の質問に答えていただいてもいいですか。ちなみにこれは事前打合せで何回もしている質問なので、別に今問い詰めているわけではないです。

○商工観光課長

5072件については、今現在では確認できない状況となっております。

○藤間委員

この本質は何かというと、基本的にはこういった取組自体は素晴らしいと思うんですけども、この目標設定というのが全く考えられていない。例えばなんですけれども、事業者、受けた会社というのは、自分の会社の事業としてやるわけですけども、例えばハッシュタグ5千件の投稿を増やしますというときに、例えばボットでも予約投稿でも全くよく分からないハッシュ

タグをつけて一遍に投稿した場合、Instagramだと分からないんですね。このハッシュタグが5千件増えたというのが、ちゃんとした投稿なのか、いわゆるボットとか機械的な投稿なのか、Instagramの場合はこれを判別する手段がないですよ。ツイッターであれば期間検索でいろいろできるので判別できるんですけども、Instagramはできないですよ。そういう効果設定ができないというものを何でやってしまったんですかという打合せをして、私の認識が間違っているかもしれませんが——。それにしても事前打合せ、今においては、違うという反論が出てきていないので、このハッシュタグ5千件という目標設定に関して、やはりよろしくなかったんじゃないかというのは度々出てきていますが、これは今いかがですか、お考えを伺います。

#### ○商工観光課長

「#飯塚市」を一つの成果指標として用いる分はありかと思うんですけど、それに加えて、やはり今回、この事業を行う目的でもあります市内事業者さんにどれだけお客さんが行ったとか、そういったことも成果指標としてあるべきかなというふうには今考えております。

#### ○藤間委員

こういった目標設定をするときには、いわゆるKPIとか目標値というのをちゃんと考えないといけなくて、この目標値というのはちゃんと検証できる、すなわち発注しましたが、このKPIが達成しているかどうか飯塚市は分かりませんというようなKPIにするべきじゃないんですね。これは飯塚市自身が発注するときに考えていたら、なかなか起こり得ないことで、やはりこれは様々な事業者さんとディスカッションして話し合いをして、こんな感じでどうですかというのをやってしまうと、結局、事業者は自分の利益のためにやるので、飯塚市のためにやっているわけではない。やはり楽なほうに行ってしまうので、やはりそこは発注者として考えていただきたいと。

ちょっと議論がいろいろと行ってしまったので、何がよくなかったかという、まず、成果を聞いたときに、SNS広告インプレッションが26万件でしたという話がありましたよね。これは何というか、これは明らかにおかしい話なんですけど、どういうことかという、SNS広告でインプレッションが26万件ありましたという、26万回表示されたのはすごいなと思うかもしれませんが、この広告というのはお金を払えば回っていくんですね。

これはどういうことかという、飯塚市をPRしようという投稿をして、その投稿に対してInstagram社にお金を課金しますと。今26万インプレッションと言ったんですけど、大体これ恐らく広告費は10万円から20万円ほどだと思います。データがないという話なので、これは私自身の経験則なんですけど。大体10万円から20万円をInstagram社に支払うと、26万回表示されます。

成果というのは、この広告が表示されて、いろいろな方がそれを見て、それによって行動を起こしてお店に行った。広告の反応が成果であって、何かこう、この広告が26万回表示されましたということを成果ということ自体がずれていると思っているんですね。

一番最初にご質問したのは、結局、こういった業務を発注するときに、ちゃんとかいうマーケティングとかが分かっていないと、事業者としてすごいハードルの低い提案をされて、お金を払ってしまうと。さっき申し上げたウェブサイトも、似たようなサイトを今年100万円で作って、閉じて、また来年100万円を払って、金額はちょっと聞けていないんですけども、ウェブを見れば出てくるので、100万円ぐらいだと思ってしまうんですけど、これをまた来年しますという、ウェブサイトをつくって、閉じて、つくって、閉じて、100万円を毎年支払うとさすがに無駄ですよ。でも、飯塚市とか飯塚市民にとっては無駄であっても、事業者からすれば楽じゃないですか、お金がもらえるので。だから、こういうのは、しっかりと、「これは本当にいいんだっけ」という検証をしなければならぬと思っています——。

改めて聞くんですけども、やはり、さすがにもうちょっと考えてほしいと思っています。

また似たようなことを来年もしますか。

○商工観光課長

先ほど答弁しましたとおり、情報発信については、引き続き、次年度以降もいろいろな方の意見を聞きながら実施していきたいというふうに考えております。

○藤間委員

結局、これは来年、課長よりも上の方の目に通ると思うんですけども、今回、299万円という事業費があったら、飯塚市PRみたいなウェブ広告に10万円か20万円を使って、あと結局やったことというクーポンブックを作ったり、いわゆるフリーペーパーみたいな事業者の情報が載っている物を作ったりということで、結局、何か今ある物をもう1回作っているだけという形になると思っています。

せっかく300万円をかけるんだったら、例えば、今申し上げた26万インプレッションというのにかかる広告費が10万円、20万円。これはどういうことかということ、飯塚市は人口が12万人いて、インスタグラムを使っている人が6万人、7万人としたら、二、三万円かければ飯塚市でインスタグラムを使っている人みんなに何か商品を知ってもらうとか、そういうことができるんですよ。300万円あったら、飯塚市の商品とか福岡県内のいろいろな人に知ってもらうですか――。

本来、このウェブサイトとか広告の300万円はめちゃくちゃ大きいお金なんですね。このすごく大きいお金、本当は有意義に使えるお金というのを、ウェブサイトをつくって、閉じてとやったりですか、今あるようなレストランのリストを作って、それは別にHenさんとかチクスキさんがいろいろなことをやっていると、何か似たような物を作ったりですか、せっかくお金をかけてPRするのであれば、やはり意味があることをやってほしいと思うんですね。

お立場上、検討しますとしか言えないと思うんですけども、恐らくこの事業というのは、これは副市長なのか部長なのか、いろいろな方に回覧すると思うんですけども、さすがに似たようなものが回ってきたら、ちょっと考え直そうよというようなモラルを持った組織だと私は信じたいです。以上で質問を終わります。

○委員長

次に、132ページ、商工費、商工業振興費、商工業振興事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

132ページの商工費、商工業振興費、商工業振興事業費について、周遊商業エリア連携事業についてお尋ねします。成果説明書は80ページです。ちょっと概要は聞かないようになっていますけど、ちょっと脈絡的にご説明いただいたほうがいいと思いますので、周遊商業エリア連携事業の内容について答弁をお願いします。

○商工観光課長

中心商店街、大型商業施設、商業関係団体と本市が連携し、持続的な商業活性化を推進するため、令和4年度に周遊商業エリア連携協議会を設置しております。この事業の一つとして、周遊商業エリア内での回遊、滞在時間の増加を図ることで、市内での消費の拡大と市外への流出抑制につなげることを目的として、令和5年8月19日から飯塚市中心商店街など4商業施設と交通結節点を結ぶ周遊バス「まちなかおかいものゴー」を運行しております。

その他の事業としましては、その「まちなかおかいものゴー」の利用促進事業といたしまして、本市図書館のマスコットキャラクターである「ぼたぼん」を施したラッピングバスの運行やスタンプラリーを実施しております。

○赤尾委員

成果説明書で人件費が若干ですけど令和5年度より増加しています。その理由についてお尋ねします。

○商工観光課長

この人件費につきましては、この事業に関わります職員の事務量から算出しているものでございます。令和6年度につきましては、新規に周遊バスの平日運行や、1日乗車券の導入などによる事務量の増加に伴うものとなっております。

○赤尾委員

では、この事業を実施しまして、どのような効果があったか、教えてください。

○商工観光課長

令和6年度には周遊バスのさらなる利用促進のため、先ほど答弁しましたが、令和6年10月から火曜日平日の運行追加、令和6年12月から1日乗車券の販売を開始しております。

このようなことを踏まえまして、周遊商業エリア内での回遊、滞在時間については把握できておりませんが、周遊バスの月平均乗車人数が令和5年度430人から令和6年度530人と増加していることから、一定の成果が上がっていると考えております。

○赤尾委員

今年度は周遊バスの利用促進、認知度向上のためにどのようなことを考えているのか、ご説明ください。

○商工観光課長

やはり利用促進事業として実施しておりますスタンプラリーにつきまして、スタンプラリーを実施した期間に乗車率が向上しますことから、今年度におきましても8月から10月まで、12月から来年2月までの2回に実施期間を分け、スタンプラリー事業を実施する予定としております。また、先ほどご説明しました連携事業を含め、さらなる利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

同じく、132ページ、商工業、商工業振興費、商工業振興事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

筑前茜染活用事業費1600万円、令和6年度の事業活動をお尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

筑前茜染活用事業は、飯塚市筑前茜染協議会に補助金を交付して支援することにより、筑前茜染の歴史・文化を継承していくため、認知度や郷土への愛着等の向上を図り、本市の活性化に寄与することを目指しております。

飯塚市筑前茜染協議会の外部への主な活動は茜染体験活動であり、令和6年度の小中学生体験会が延べ3回、66人、その他体験会が延べ11回、317人、合計14回、383人の参加がありました。

○藤堂委員

体験活動ありがとうございました。それでは、当協議会では体験活動以外でどのような活動をしているのか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

当協議会は令和2年度に発足しており、認知度向上を目的にイベントでの啓発活動を行っております。また、協議会が発足するまで、幾つかの個人や団体が茜染の復活を目指し、なかなかうまくいかず、頓挫しているという経過がございます。その大きな原因の一つに、染料の茜草の枯渇という問題がございました。そのため、まずは茜草の安定した育成ができるように、現在取り組んでいるところでございます。

○藤堂委員

それでは、今後の目標はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

飯塚市筑前茜染協議会は、当初から将来的な目標として補助金に依存せずに作製した茜染製品の販売収益による自立した運営を図りながら、筑前茜染の認知度向上と文化継承をすることを掲げております。そのために、一つは、会員数の増加、代謝による継続的活動が必要となっており、また、財政面では必須であった茜染原料の茜草安定生産にめどが立ったことから、今後は販売活動に着手し、飯塚市筑前茜染協議会の自立した運営に近づけていきたいと考えております。

○藤堂委員

生産のめどが立ったというところで、私もうまくいってほしいなと思っているので、少し安心はしているんですけども。

ただ、公金が投入されている事業である以上はですね、今後の支援については、透明性と明確な線引きが必要だと考えております。支援が完了するまでの具体的なスケジュールであったり、目標を明記したロードマップの作成などに努めていただいて、どこまで市が支援して、どこから団体が自立して活動すべきという伴走支援の線引きを明確にしたほうが良いと思っております。そうすることで、支援に依存せず、団体に自律的な活動を促していければなと思しますので、どうぞ、引き続きご支援を、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、133ページ、商工費、商工業振興費、企業誘致推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料107ページの説明をお願いします。

○企業誘致推進課長

追加資料107ページの企業誘致推進事業費の実績推移についてご説明させていただきます。各年度の実績につきましては、資料に記載のとおりとなっております。企業誘致推進事業費につきましては、セミナー開催に伴う講師謝礼金等の報償費、企業誘致活動等による職員の旅費及び交際費、消耗品等の需用費、郵便料等の役務費、複写機借上料やセミナー開催に伴う会場借上料の使用料及び賃借料を支出しております。

107ページの令和6年度の数値を読み上げさせていただきます。報償費につきましては0円、旅費につきましては190万8560円、交際費16万8912円、需用費18万1198円、役務費5万1478円、使用料及び賃借料138万6607円、合計で369万6755円となっております。

実績額の推移としましては、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅費及び交際費が例年より少額となっております。また、令和4年度の報償費及び令和4年度、令和6年度の使用料及び賃借料につきましては、東京都におきまして企業立地セミナー等を開催いたしましたので、例年より増額となっております。

○委員長

次に、133ページ、商工費、商工業振興費、起業家育成事業委託料について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

本事業の決算額と成果についてお伺いしたいと思いつつも、事業の連続性という観点から、こちらの起業家育成支援事業について、今年度あるかどうか、こちらもセットで教えていただければと思います。

○産学振興課長

こちらの事業につきましては、令和6年度の委託事業として実施いたしましたけれども、本年度は予算が確保できておりませんので、委託料等の予算は確保できていない状況でございます。

○藤間委員

本年度に関しての予算額とざっくりとした事業内容についてお伺いします。

○委員長

藤間委員、決算の範囲内でお願いしたいと思います。

○藤間委員

失礼いたしました。令和6年度についてお伺いしております。

○産学振興課長

本事業の決算額といたしましては、学生と企業との交流会や、他地域の大学との交流会の実施など、起業家育成教育のための交流イベントに関わる経費に加えて、学生をはじめとした起業を志す方々、創業後間もない企業及び創業者に対する相談支援窓口業務に係る経費の合計といたしまして、524万1500円となっております。

この事業の成果につきましては、以前から起業を志す学生の多かった九州工業大学に加えまして、令和6年度には近畿大学の学生にも焦点を当てて各種イベントを開催したことで、近畿大学の学生にとって将来の選択肢に起業を加え、検討する機会を提供することができたこと。さらには学生をはじめとした企業を志す方々や、創業者などが気軽に相談できる窓口を設けたことにより、起業家マインドの醸成や創業者の経営支援につながったと考えております。

○藤間委員

決算というところで、目標設定の在り方とお金の使い方に関して、2点私から意見を申し上げますと、1点目につきましては、こういったイベントの成果として皆様の起業家マインドの醸成とか育成と、そういうのをよく成果に上げがちではあるんですけども、やはりですね、この言葉を使ってしまうと、どんなイベントをやっても、起業家マインドの醸成ができたと言ってしまうので、できればやはり、成果指標としては、就職支援の成果と言えば就職数なので、起業家支援については起業数とか事業開始を目指していただきたいなと思っております。とはいえ、なかなか単年度事業で起業まで行くというのは難しいとは思っております、すなわちこういったところで影響を受けて、実際に次の年の成果に結びつくかもしれないと。こういった観点から、お金の使い方に関しては、ぜひ起業家支援については細く長くやっていただくのがいいだろうと思っております。今回でいうと単年度で500万円、企業に500万円イベントをやってくださいと――、単発でイベントをしました。こういった状況ではあるんですけども、これを、例えば仮に市の会議室ですとか、九州大学の会場、そういったところで、飯塚とか福岡の社長を呼んで学生と交流してもらおうとか、こういったイベントであれば、ほとんどお金はかかりません。たまにゲストを東京から呼んで交通費を払ったとしても、年間50万円とかで、細く長く運用できたりするので、この起業家支援という性質上、細く長くコミュニケーションを取りながらやっていくことが重要だと思いますので、またぜひですね、こういったイベントをやる際には、単年度というよりは複数年度で、もしかすると市の職員は様々に異動があるかもしれませんが、自分の育てた芽を次の担当者に引き継ぐぐらいのイメージで捉えていただければと思っております。

最初の話にもなりますが、やはりこの成果指標としては、こういった方が事業を開始したりですとか資金調達したりですとか、そういった成果で、ぜひ設定いただければと思っております。

そして、次の質問としましては、飯塚市が起業家を輩出する意義や方向性について教えていただければと思います。

○産学振興課長

本市が起業家を輩出する主な意義といたしましては、3つあると考えております。

1つ目は、地域産業の再構築とイノベーション促進による地域経済の活性化です。理工系大学が立地し、多くの学生や研究者がいることの強みを生かし、IT、情報産業分野をはじめと

した起業を支援することでイノベーションを起こし、新たな産業の柱を育成いたします。起業家が持つ技術やアイデアを市内の既存産業に取り入れることで、産業全体の生産性向上や高付加価値化を図り、地域経済の活性化につなげてまいります。

2つ目は、雇用の創出と人材の定着です。起業することは雇用の創出につながり、特に若者や専門技術を持つ人材の市外流出を防ぎ、地元定着を促す上で重要な役割を果たすと考えております。また、本市で生まれ育った若者が起業という選択肢を持つことにより、地元に戻る、とどまるきっかけにもなりますし、女性や高齢者など多様な人材が活躍できるような新しい働き方やビジネスモデルが生まれることで、地域全体で働く機会が増えていくものと考えております。

3つ目は、社会課題の解決です。起業家は、地域の課題をビジネスで解決するソーシャルビジネスの担い手であると言えます。起業し、課題解決型のビジネスを展開することで、本市の持続可能性を支えることにつながると考えております。

今後の方向性としていたしましては、創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業としての飯塚商工会議所や飯塚市商工会が実施しております創業商工セミナー、個別相談支援を継続するとともに、現在、市役所2階のホールで開設し、令和6年度実績で698件と多くの方々に利用いただいております「飯塚よろず経営相談窓口」における経営相談についても引き続き行い、起業を支援してまいりたいと考えております。

#### ○藤間委員

お話ありがとうございます。やはりですね、ちょっとお金の使い方という観点から言えば、今おっしゃっていただいた創業セミナーですとか、個別相談につなげていくというのはすばらしいと思っております。創業セミナー、これを私も受けて起業しているんですけども、このセミナーを受けて証明書をもらうと会社登記の費用が7万5千円ぐらい浮くとか、創業した人間には結構ありがたかったり、補助金の枠も広がったり——、こういった予算がない中では、既存の制度につなげていくというのは非常に大事だと思っておりますし、なかなか新しく起業する方というのは、なかなか国にしる県にしる、新しく事業を始める方に対して、かなり豊富な支援を提供しているので、そこの知識をしっかりと理解していただいて、創業支援、創業相談に来た人につなげていただくというのは、すばらしいと思っております。

改めてでございますが、なかなかその予算の関係で、今年はやっていませんというのが、様々な予算配分があると思うので理解いたしますが、実はこういったものは、お金をかけずにできるものでございます。例えば飯塚で会社をやっている社長さんとかに対して、「学生の起業支援でちょっと話をしてくれませんか」と言うと、お金をもらわずに多くの方からオーケーいただけると思っております。自分が事業をやって苦労した面で同じ苦労をしてほしくないですとか、自分と同じように挑戦してほしいと、そう思っている方は多いので、実は起業家支援事業で「起業したい人」と「起業した人」をつなげて気軽に相談できる窓口というのは、かなり低予算で実現できますので、ぜひ来年度以降、予算がない中でも、低予算でメニューを組めると思っておりますので、ご検討のほどお願いできればと思います。

#### ○委員長

次に、133ページ、商工費、商工業振興費、産学官連携推進事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

#### ○藤堂委員

133ページの産学官連携推進事業費について、大学生の起業支援等を目的とした大学生起業家育成事業費補助金について、活用状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

#### ○産学振興課長

令和6年度の活用状況につきましては、大学生からの相談は1件ございましたが、最終的には補助金申請までには至らず、活用はございませんでした。なお、本事業は令和3年度から始

めた事業でございますが、令和3年度は3件、29万8179円、令和4年度は2件、39万1千円、令和5年度は1件、12万9012円の交付となったものでございます。

○藤堂委員

今年度、活用がなかったとのご答弁でしたけれども、今後の方向性について、お尋ねいたします。

○産学振興課長

本制度につきましては、大学生のニーズや意見を踏まえ、昨年度、補助対象事業や補助対象経費の拡大など、より活用しやすい制度となるよう見直しを行ったところですが、今後も大学生のニーズや意見などを聞きながら、適宜見直しを図るとともに、大学生が活動、活躍する事業などでの積極的な周知を図ることにより、起業につながる初めの一步の活動などを後押しできる制度として継続してまいりたいと考えております。

○藤堂委員

継続の意思ありがとうございます。スタートアップ支援に関して、福岡市さんとか北九州市さんが手厚い支援を行っているという、本市も御存じかと思っておりますけれども。本市には九州工業大学と近畿大学と4年制大学が2つございまして、件数が少ないからといってやめるのではなくて、今後も成長の種になると思っておりますので、ぜひ継続をしていただきたいと思っておりますし、国立大学法人の先生も、起業できると思っておりますので、その点も幅を持たせていただけるとうれしいと思っております。

あとですね、九州大学と九州工業大学が運営主体のスタートアップの支援拠点で「PARKS」というのがございまして、これは近隣大学と自治体とか企業とかが連携しているものになるんですけど、後で調べていただければと思っておりますが、このPARKSというものが、今年2月に、国の大学発新産業創出基金スタートアップ・エコシステム共創プログラムというものに採択されたので、今後、大学生とか若手起業家にとって重要なハブとなることを踏まえると、積極的に本市も関わっていただければというふうに思っております。

この大学生起業家育成事業費補助金をはじめとした既存施策との相乗効果が見込まれますので、ぜひ、ご活用いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:53

再 開 15:04

委員会を再開いたします。

次に、134ページ、商工費、商工業振興費、新産業創出支援事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

134ページの先端情報技術の開発支援として、先端情報技術開発支援補助金と先端情報技術実証実験サポート事業補助金について、交付実績と採択企業と採択事業の内容について、お尋ねいたします。

○産学振興課長

先端情報技術開発支援補助金につきましては、産業の国際競争力の強化、市民の利便性の向上及び安全で安心できる社会の実現を図るため、ブロックチェーン技術の実用化により取り組む市内事業者に対して補助金を交付するものですが、昨年度の補助金交付実績としましては1件、248万円となっております。

採択企業につきましては、株式会社ワーキングハセガワ、事業内容は、環境トレーサビリティの次世代医療ウェアの開発となっており、製品に取り付けられたタグのQRコードを読み込むことで、CO2排出量を含む環境データと原材料から生産、流通、消費までの過程をウ

ウェブ上で閲覧することができるものとなっております。

なお、別2件、事業採択を行った事業がございましたが、事業スケジュールの遅れなどにより開発を断念し、補助金申請の取下げがっております。

次に、先端情報技術実証実験サポート事業補助金につきましては、先端情報技術を活用した実証実験プロジェクトを全国から公募し、実証フィールドの提供やモニターの募集、地域との調整、後方支援などを行うとともに、経営支援として補助金交付を行うものですが、昨年度の補助金交付実績は1件、22万9千円となっております。

採択企業については、東京都に本社を置く株式会社アルケダ、事業内容は、衛星データを利用した伐採及び造林に係るモニタリング実証となっており、衛星データを利用することで、危険に伴う現地調査や高いコストをかけた測定の必要をなくし、伐採届の場所が正しく伐採されているかの確認及び伐採後の造林計画の実施状況の把握を行うものとなっております。

○藤堂委員

ご説明ありがとうございました。それでは、今後のこの事業の方向性について、お尋ねいたします。

○産学振興課長

先端情報技術開発支援事業につきましては、飯塚市産学官産業共創ビジョンに基づき事業を展開しておりますが、計画期間が令和4年度から令和8年度の5か年となっております。今後の方向性につきましては、最終年度となる来年度に計画の見直し、今後の方向性を検討してまいりたいと考えておりますが、引き続き、ブロックチェーン技術をはじめとした先端情報技術に係る企業の集積や市内産業の高度化を図り、新産業の創出につながる取組を行ってまいりたいと考えております。

○藤堂委員

これはどこかで発言したかと思うんですけども、現状維持というのは基本的には衰退と一緒にというふうに、この資本主義社会の中では大体言われておりますので、ぜひとも、新たな投資をしていただいて、経済発展等々、地域の発展にもつながりますので引き続きお願いしたいというふうに思います。

この先端情報技術開発支援補助金について、1件が開発断念によって補助金申請が取下げられたとのことですが、今後は、もしよければこの補助金の制度に幅を持たせていただいて、事業計画の変更とか、開発期間の延長にも柔軟に対応できるような制度に——、検討していただければと思います。

次に、先端情報技術実証実験サポート事業補助金についてですけれども、私個人の意見としてはどんどんやってほしいなと思います。何か新しいことが始まっていくのはわくわくするというふうに思いまして、どんどん公募してほしいなというふうに思います。

1点、大学の教授と話していると面白いなと思ったのが、サンフランシスコが経済発展しましたと。もちろんシリコンバレーが近くにあるから、それでシリコンバレーのお金が入ってきてというのが背景にあると思うんですけども、その教授がサンフランシスコの公務員に「あなたたちは何をしたんですか」というふうに問いかけたときに、「いや、僕たちは何もしていないよ」というのは建前で、めっちゃめっちゃ現場に行って、現場の声を聞いて、そういう事業者が補助金にリーチできるようになったというのが、一つの要因として語っていたというので、面白いなと思って、ぜひとも、課の人数等々は少ないと思うんですけども、新たな投資とか、事業者が知らないというケースがありますので、出向いていただいて、事業者に知っていただいて、活用していただければというふうに思いまして、ぜひ継続していただければと思います。以上です。

○委員長

次に、135ページ、商工費、商工業振興費、貨物運送事業物価高騰対策支援金について、

川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の108ページの説明をお願いします。

○商工観光課長

追加資料108ページをお願いいたします。令和4年7月25日及び令和5年8月25日にトラック協会からの要望を受け、運送事業者を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年9月、予算計上に至ったものでございます。

事業概要につきましては、運送事業を営むために必要な許認可、届出を行っている市内中小企業者等に、車両1台につき3万円を、一般貨物運送事業者は30万円、貨物軽自動車運送事業者は6万円を上限に交付しております。

予算額は4800万円、交付金額は2391万円となっております。予算執行率は49.8%となっております。

また、申請受付件数は法人・個人を合わせ140件、申請台数は797台となっております。

○委員長

次に、135ページ、商工費、商工業振興費、地域雇用活性化推進事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

飯塚地域雇用創造協議会負担金について、決算額と事業の成果、目標達成状況についてお伺いします。

○産学振興課長

飯塚地域雇用創造協議会負担金の決算額としましては、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域、災害復興に取り組む地域を対象に、地域の特性を生かした魅力ある雇用や、それに似合う人材の維持・確保を図るための創意工夫ある取組に要する経費の全額を厚生労働省が負担する、地域雇用活性化推進事業3418万2429円と市内の小・中・高・大学生などを対象に人材育成事業及び学園都市の取組を行う市単独事業194万9157円の合計として、3613万1586円となっております。

地域雇用活性化推進事業の第2期目、最終年度となる令和6年度における成果としましては、就職者数の目標80人に対し、104人の雇用を創出しており、達成率は130%と目標を大きく上回る結果となっております。その他、市単独事業としましては、市内の小・中・高・大学生を対象としたデザインワーキングショップや、大学生の活動内容を紹介するパンフレットの作成、大学や大学生のイベント情報などを一元化するウェブサイトの構築を実施いたしております。

○藤間委員

あと、こちらの協議会はセミナーを結構実施されていらっしゃるという認識なんですけれども、結構定員20名、30名を募集されていらっしゃるかもしれませんが、募集状況ですとか、実際に来た人数とか、こういった状況でございましたでしょうか。

○産学振興課長

本協議会が実施いたします、本協議会の事業推進員がセミナーなどの事業を企画するに当たりまして、これまで参加された事業者や求職者の皆様のご意見、ニーズを反映することで、多くの方々に参加いただけたと思っております。

加えて、このセミナーにつきましては、理解度・満足度ともに非常に高い評価につながったというふうに考えているところでございます。

○藤間委員

ちょっとすばらしさが伝わってこなかったのが私のほうから補足しますと、ここのセミナーは3時間掛ける4日みたいな、拘束時間が長いセミナーをされていらっしゃるって、ブログとか

を見ると満員だったとか、3時間掛ける4日を満員にできるのはなかなかだなと思っていました——。実は、私はこちらがブログを毎日書いていらっしゃるの、ブログを全部読ませていただいているんですけど、何でこのセミナーがこんなに埋まるのかというと、これはブログの中のコメントにあったんですけども、この協議会はいろいろなイベントを開催する中で、必ずその場限りのイベントにならないようにしています。全ての講座やイベントが最終的に雇用につながる流れということに意識していますみたいな——、多く接しているわけではないので、ちょっと的外れか、合っているか分からないんですけども、かなり本質的な考え方でセミナーを企画されていらっしゃるって、実際にセミナーも人で埋まって、雇用数が生まれているというので、なかなかすばらしいなと思いつつ拝見しております。

そんなすばらしい方がいらっしゃるの、人件費も高いんじゃないかと思いますが、人件費と人員体制はどうなっていますでしょうか。

○産学振興課長

飯塚地域雇用創造協議会には、3名の事業推進員が在籍しており、協議会が実施する各種事業の企画及び運営を行っております。事業推進員の人件費につきましては、3名の合計で年間約1千万円となっております、その全額を厚生労働省が委託費として負担しております。

○藤間委員

この3名、1千万円というのは常勤雇用ですか、いわゆるフルタイム雇用ですか。

○産学振興課長

常勤雇用でございますけれども、月に17日、18日の勤務というふうになっております。

○藤間委員

高いか安いかの判断は様々と思いますが、こういった成果を出していらっしゃいますし、一方で、こちらは国からのお金で一定の予算を確保していらっしゃるの、仮に予算が取れなかった場合に、すばらしい成果を上げていらっしゃる組織がなくなるのは悲しいなと思っておりますので、ぜひ、市単独事業につきましても、国の事業が取れなかった場合の拡充ですとか、今後もぜひ維持していただきたいなと個人的には思っております。

それでは、地域雇用活性化推進事業の今後の方向性等、目標についてお伺いできればと思っています。

○産学振興課長

地域雇用活性化推進事業につきましては、令和4年8月に採択されました第2期事業が本年、令和7年3月に完了しております。令和7年度以降につきましても、当該事業の継続を目指し、本年6月に厚生労働省へ第3期事業の提案を行い、その結果、8月29日に当該事業では初めて、第3期目の採択地域として、高知市及び延岡市とともに本市が決定いたしました。

第3期事業につきましては、「違いを力に。デジタル×グローバル人材 雇用共創プロジェクト」をテーマとして、本年10月から令和10年3月までの期間、企業誘致や産学官連携をさらに進め、事業所にはデジタル化を通じた魅力や生産性の向上をサポートする、また、求職者には最新のデジタルスキルを学びながら、市内事業所との出会いにつながる機会を提供し、新しい働き方を見つけるために各種事業を企画・実施してまいります。

なお、第3期を通じた雇用創出数につきましては、第2期事業の実績であります267人を上回る280人を目標としまして、各種事業に取り組んでまいります。

○藤間委員

雇用創出に関しては280人を挙げていらっしゃるということでした。こちらはあくまで公的な事業でございますので、多分、この280人の中身が大事かなと思っております、これはあくまで地域雇用の取組でございますので、この280人が仮にみんな東京に就職しましたとっては意味がございませんので、その地域での雇用、この280人の質に関しても、ぜひご留意いただければと思っておりますが、正直、この飯塚地域雇用創造協議会の活動内容を見て

いと、飯塚の様々な会社を日常的にご御訪問されて、ネットワークをつくっていらっしゃるのので、今、私が申し上げたことは当然やっっているかなと思っております。

あとは、先ほどの起業家支援のときも申し上げたんですけど、やはりこういう取組は、細く長く本質的にやっていくというのは大事なことだと思っております。飯塚地域雇用創造協議会がいろいろと情報を発信されている中で、セミナーを単発でやるのではなくて、結局、企業にしろ、求職者にしろ、コミュニケーションを取りながら「就職」というゴールにつなげていく。イベントというものを目的としてしっかり配置するという本質的な意識はすばらしいなと思いますので、個人的には起業家支援とかほかの事業もこの飯塚地域雇用創造協議会だったらうまくいきそうなものもたくさんございますので、令和10年までは国の事業としてやっっていると思いますが、もしそれ以降も取り入れた場合には、ぜひ積極的に活用してほしいなと思いました。以上でございます。

○委員長

次に、136ページ、商工費、観光費、旧伊藤伝右衛門邸運営事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

旧伊藤伝右衛門邸運営事業について質問を申し上げます。こちらの事業に要する事業費ですとか、具体的な取組内容を教えていただきたいと思います。

○商工観光課長

令和6年度の旧伊藤伝右衛門邸運営費につきましては、職員の人件費を含めまして約903万円となっております。事業内容といたしましては、例年、5月の「端午の節句展」、10月の「秋の企画展」、2月から3月の「いづか雛のまつり」の実施に必要となる消耗品や駐車場の管理、草刈り等の経費となっております。

○藤間委員

こちらの旧伊藤伝右衛門邸運営事業につきまして、このKPIとか目標設定として、市内外ですとか、海外からの誘客を目標に掲げていらっしゃると思いますが、この市外というのはどういったエリアを想定されていると思いますか。あるいは、海外の方が来られたイベントがありましたら教えてくださいませ。

○商工観光課長

誘客活動は多くの方に旧伊藤伝右衛門邸を訪れてもらいたいということで、その対象を広く捉えておりますが、特に、関東、関西のツアー客、福岡、北九州の近郊都市部の方を対象に、九州観光機構等が行っております、旅行商談会に参加して誘客活動を行っております。

また、海外からの来場者は、イベントの内容というよりも、4月、10月といった気候のよい時期に、多くても月100名程度でございますが、来街者が増える傾向でございます。

○藤間委員

様々なPRをされていらっしゃる、イベントも充実されていると思うんですけども、個人的には、旧伊藤伝右衛門邸にもっと多くの方に来ていただくには、周辺環境の磨き上げも大事かなと思っております。広告というのは、今まで知らなかったものを知ってもらうという、そういう要素があります。例えば、「飯塚にこんな珍しいお菓子があったなんて知らなかった」みたいな。知ってもらうときに、あくまでその広告ができることは知ってもらうところまでだと思っています。それとは別に、そもそも旧伊藤伝右衛門邸そのものの魅力を増すというのも広告以上に大事かなと思っています。具体的には、今だと旧伊藤伝右衛門邸に行ってきました、そこで終わって帰りますという話になりますけれども、例えば、近くに和菓子屋さんがあったりですとか、伊藤伝右衛門が食べた何かの料理があるですとか、ちょっと着物を着て歩けるですとか——。この周辺関係の磨き上げというのもかなり大事な要素になってくるかなと思っております。この点、いかがお考えでございましょうか。

#### ○商工観光課長

観光により交流人口の増加や観光消費額の拡大につなげていくためには、訪れた方々に、もう1か所立ち寄ってもらうといった周遊型の観光により滞在時間を延ばすことが重要だと考えております。現在、旧伊藤伝右衛門邸における企画につきましては、単独のイベントの開催により誘客を図るようなものとなっております。そのため旧伊藤伝右衛門邸以外のスポットや、ものづくり体験、また、文化課等の他の事業との連携・連動などにより、観光客が本市を周遊し滞在時間の延長を図られていくといった相乗効果が得られるような観光コンテンツの発掘は重要であると考えております。

#### ○藤間委員

おっしゃるとおりでございます、今のお話をちょっとお金の観点から考えてみたいと思うんですけど、旧伊藤伝右衛門邸の管理費はどうなっていますでしょうか。入場者数、入場料の収入、そしてその管理費、この3点を教えていただけますでしょうか。

#### ○文化課長

旧伊藤伝右衛門邸の管理費につきましては令和6年度では人件費を含めて約3600万円。このうち、人件費が約2500万円でございます。その他の費用の内訳といたしましては、光熱水費が約147万円。樹木等の管理委託が約543万円となっております。入場者数といたしましては、3万5570人、収入は956万円となっております。

#### ○藤間委員

ちょっと今おっしゃっていただいた数字を丸めさせていただきますと、大体旧伊藤伝右衛門邸に3万6千人ぐらい来ています。収入は1千万円ですと。一方で管理費をもらもろ含めると4千万円かかっていますと。これに関して、人数を4倍で、売上げを4倍にするととんとんにしましようという発想ではないと個人的には思っています、旧伊藤伝右衛門邸は文化財ですので、存在すること自体に価値があると。ただ一方で、観光のフックにもなりますので、この旧伊藤伝右衛門邸は単独で収支を取るという発想ではなくて、旧伊藤伝右衛門邸という文化財を活用しながら、飯塚に来ていただいて、市内の飲食店にお金を落とさせていただいたり、「飯塚ってこんなところなんだ」と知っていただくですとか、そういう旧伊藤伝右衛門邸単独ではなくてももう少し広い視野での考えが必要かと思っています。

そこでなんですけれども、これも改めてのご質問でございますが、この旧伊藤伝右衛門邸の事業に関して、文化財の保存というものを主眼に置くのみなのか、あるいは、積極的に活用して経済効果をつくっていかうといった運営をお考えなのか、この考え方について伺います。

#### ○商工観光課長

観光は裾野が広く地域経済の波及効果が高い産業とされております。その中でも文化資源の魅力を楽しみながら学ぶ観光は、人々がその地域を訪れる目的の一つとなっており、国においても文化は重要な観光資源であるとして、その文化資源を活用した観光を推進しているところでもございます。

一方で、文化財はこれまで関わってこられた様々な人たちの努力により、現在まで保存、受け継がれてきた貴重な地域資源でもあります。旧伊藤伝右衛門邸は、本市において今日まで受け継がれてきた、歴史的で貴重な文化資源であり、また、当時の面影を残した姿で存在しているからこそ、観光にもつながっているものがあると考えております。そのことから、文化財及び観光資源としての両方の価値を生かしながら地域の資源として活用していくことが重要であると考えております。

#### ○藤間委員

私個人としても、旧伊藤伝右衛門邸は非常に日本的でいいなと思っています、先ほどお話がありました外国の方が100名という、多分8名ぐらい私が連れていった方かなと個人的に思っております。旧伊藤伝右衛門邸に関しましては、歴史的価値の高い文化資産です。ここを

保存していくということを大事にしつつも、やはり地域でお金が回っていくためには観光も大事な要素になってきますので、いわゆる周遊型の観光と——、どこか1か所に行って帰るのではなくて、ここと、ここと、ここと、ここみたいな形で周遊していくような政策をぜひお願いしたいと思っています。具体的などころで言うと、飯塚にはいろいろな課があつていろいろな取組がございます。例えば、起業家支援の課に、何か飲食店をどこかでしたいなという人が来たりして、一方で、建設課かどこかで、空き家が旧伊藤伝右衛門邸の近くにあつて、古民家で雰囲気がいいけど空いているんだよなみたいな、そういう話があつたときに、旧伊藤伝右衛門邸の近くの古民家でカフェをしてもらったらいいかなですとか、ぜひ、単独で考えるのではなくて、ほかの取組と連携して盛り上げていただければすてきなと個人的には思っております。以上で質問を終わらせていただきます。

○委員長

同じく、136ページ、商工費、観光費、観光振興事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

藤間委員からいろいろ聞いていただいたので、3番目から行こうと思います。私も旧伊藤伝右衛門邸は貴重な観光資源であると思っております。本市もそう思っていると。来館者数からイベントの開催も重要であると考えておりますけれども、今後、さらなる有効活用を図っていくような事業展開の考え方について、何かあればお示しく下さいませ。

○商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸は本市にとって重要な観光資源であるとともに、重要な文化財でもあるため、その両方の価値を生かした事業に取り組む必要があると考えております。その中で、昨年度3日間限定で夜間に実施しました竹灯籠による明かりの企画展は天候に恵まれないにもかかわらず、通常開館時の約2.5倍の来館者数に上がっております。このような通常見ることができない夜の旧伊藤伝右衛門邸の姿など、特別感のある事業も検討しており、それが来館前後の飲食や宿泊などにもつながっていければと考えております。

○藤堂委員

全体的に来館者数の推移もいただいて見させていただきましたがけれども、全体的に落ち込んでいると。その要因が、私としてはイベントが形骸化しているのかなというふうに思っております。今後、別案などをご検討いただければと思いますし、ライトアップなど、積極的にやっただけければというふうに思います。

そこで、新しいイベントをする際は、いろいろな点で様々に改善できる場所があると思いますので、そこはきちんと見直して管理体制をもう一度見直していただければというふうに思います。藤間委員からも、飲食店の話が出たんですけど、旧伊藤伝右衛門邸入って左にちょっとした何か売店みたいなところがあつて、あれはどこがしているのかはちょっと分からないんですけど。ああいうところで、お茶を飲めるスペースぐらいはあるので、飲食ができるかどうかは別として、民間に貸すであつたり、さっき話した茜染めの何かを売ってもらうとか、そういうつながりのある政策を打っていただければなというふうに思いますので、どうぞ、ご検討のほどよろしく申し上げます。

○委員長

次に、136ページ、商工費、観光費、飯塚観光協会補助事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

ちょっと先ほどの話ですが、旧伊藤伝右衛門邸の隣で抹茶アイスとかを食べたいなと思っております。アイスは賞味期限がないのですごく扱いやすいのでおすすめでございます。

では、飯塚観光協会補助事業についてお伺いいたします。次年度の改善策として、独自の核

となる収益事業の実施というなかなか挑戦的な目標を掲げていらっしゃると思いますが、こちらを考えた背景ですとか、その事業や財政面での課題があるかと思っておりますが、この点教えていただけますでしょうか。

○商工観光課長

これまで飯塚観光協会はいづか街道まつり等の事務局や各種団体と連携し、飯塚山笠など本市の主要な行事の実施による誘客に努めております。またそのほかにも観光パンフレットの制作及びポータルサイトの運営等のPR活動にも取り組んでいます。しかしながら観光協会の財源といたしましては事業に係るほとんどが市の補助金が主であり、観光協会が独自で様々な観光誘客につながるような事業を実施していくためには、バスツアー事業の拡充など、安定的に収益確保につながる核となる事業の検討が必要であると考えております。

○藤間委員

今おっしゃったことをざっくりまとめますと、飯塚観光協会は税金で運営している、市の補助金で運営する組織なので、やはり独自財源があったほうが良いなという話だったかと思っております。

それでは、観光協会のこれまでの成果に関して、数値的な根拠を踏まえてご説明をお願いいたします。

○商工観光課長

広報・PR活動といたしまして、観光ポータルサイトの運営だけでなく、全国の300を超える観光事業所へ本市の観光資料等を送付し、配架してもらうような誘客活動を行っております。また、観光事業につきましては地道なPR活動の成果もあり、観光施設への団体バスの誘致件数は283台と、前年より30台増加しております。また自主事業として実施しておりますバスツアーにつきましては、17回実施し、341人の参加がっております。一方で誘客の取組だけでなく、組織強化のため会員の確保にも努めており、昨年度は新規会員8人の増加につながっております。

○藤間委員

それでは、今回の本題でございます独自の核となる収益事業について、具体案と収益規模の見通しについて教えていただければと思います。

○商工観光課長

観光協会主催のバスツアーにつきましては、令和6年度は、旅行業収入として約410万円の売上げがございます。これは前年度の約220万円から大きく伸びており、収益についても約30万円の増加、また催行回数、参加者数ともに増加傾向にあります。そのため、観光協会では、独自の収益事業の柱として、このバスツアーの強化を図っていくため、自主的に新たに第3種旅行業の登録を行い、新しい展開を検討しながら、事業の拡大を目指すといった、さらなる誘客の取組に尽力しておられます。

○藤間委員

私も具体的な独自の核となる案がご提案できるわけではないのであまり強く申しませんが、やはりなかなかこのバスツアーというのは独自の核となる事業にはなりづらいと思っております。改めて数字を確認しますと、こちらの事業費が2900万円でしたと。一方でバス事業は、人件費を除いて80万円前後ということで、やはり組織を支える事業というのにはなかなか厳しいのかなと思っております。それでですね、当然様々な事をやっていく中で、何か核になるものができればいいなと思いつつも、やはりこれ以外にも多分考えていく必要があると思いますか、恐らく、年間予算3千万円、4千万円規模の組織として、事業の核となるような事業というのは、恐らく1千万円とか1500万円ぐらいの収益が必要ですので、ぜひこれ以外にもご検討いただければと思っております。

あとは、そもそも観光協会の意義等についてのご質問になるんですけれども、以前、連続テ

レビ小説がございまして、旧伊藤伝右衛門邸に27万人と一気に人が増えたということがございました。一方で、この飯塚の観光に関する課題のレポートで、せっかく旧伊藤伝右衛門邸に人が来たのに、複数のスポットを回るようなことができなかったのが課題だったと、飯塚市が発表されていらっしゃるんですが、こういった点から面に人を動かすというときに観光協会が大きな役割を果たすんじゃないかと思っていますが、この点どういった成果を期待しますでしょうか。

#### ○商工観光課長

観光により地域経済の活性化をさせていくためには、交流人口の増加と観光消費額の拡大が重要であると考えております。そのためには、訪れた方々が本市を周遊しながら、滞在時間を延ばしそこで味わった地域の魅力を広く拡散してさらに訪れてもらうといった地域経済の好循環が生まれるような、観光への取組が必要だと考えております。その中で、観光協会の取組といたしましては、旅行者に旅の計画段階で地域の情報を広く知ってもらい、訪れたいような情報発信の強化、そして主催のバスツアーを核としてそこでしか味わうことのできない魅力を感じてもらえるコンテンツの造成などが考えられます。さらにそれらが協会会員や地域への経済効果にもつながるものとなっていくことが、観光協会に期待される成果と考えております。

#### ○藤間委員

ちょっと大前提として、情報発信の強化ということをするのがいいかどうか、ちょっと難しいところでもございまして、様々な情報をいろいろな方が発信される中で多額の予算が入っている中で、この情報発信をするべきかどうかという議論があるとして、仮に今後も続けていくのであれば、やはりこの制度というか、率直に言うと、もうちょっと一生懸命やるというのが大事かと思っています。

具体的には、観光ポータルサイトを見にいきますと情報が雑多に並んでいて、動線が検討されていない。例えば、飯塚市のホームページですと移住計画のページとかは、きた人がどういう情報を見て、どういうふうに乗っていくかという——、結構ちゃんと考えてつくってあります。一方で、観光ポータルサイトに関しては、そういった発想が弱いといいますか構成がちゃんとしていないなど。もう少し具体的などころでいうと、例えばトップページが一番大事なページですけれども、リンクが切れている動画が結構貼ってあったりですとか、あと画像を見てみると、看板の文字が切れているですとか、個人的にはもうちょっと精査が必要だなと思いますか、もちろん民間の企業であれば、どんなレベルの仕事をしていても言うことはできないと思うんですけれども、やはり、予算を出していますので、観光協会に任せっ放しにするのではなく、やはりホームページ——、飯塚のホームページもちょこちょこリンク切れとかがあったりしますが、この観光協会のホームページはトップからリンクが切れているとかそんな感じでございまして、やはり今後も情報発信をお願いするのであれば、そこはしっかりやっていただきたいなど。

例えば、インスタグラムとかも観光協会はやっていらっしゃるんですが、朝日の写真を撮って「朝日がきれいです」みたいな、比較的何か個人の趣味みたいな投稿になっていますので、予算をもらってPRするとして、やはりプロの仕事をお願いしたいなど個人的には思っております。ぜひ、いつまでに何をというものを問うものではございませんが、市役所のほうから観光協会にこの情報発信を続けるのであればブラッシュアップをお願いしたいな、何か話してほしいなどと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○商工観光課長

現在、観光協会が運営しております観光ポータルにつきましては、本市の観光資源、観光情報を集約した総合サイトという側面があるため、本市の旅の目的地として、検討していく段階で検索され、興味を持っていただくことが重要であると考えております。そのため、今後、観光協会に対して観光ポータルの運用等につきましても、ご意見なりを言っていきたいというふ

うに考えております。

○藤間委員

ぜひお願いします。正直、今おっしゃった話というのは、ちょっと——、もう現在じゃないなと思っていて、例えば、今、飯塚でどこに行くかというときに、グーグルで飯塚の何かレストランとかを調べて、観光協会に入って行ってここに行こうという、多分そういう動線ではなくて、自分のインスタグラムの友達が「いいね」をしたものが見えるとか、プッシュ通知になっていたりですとか、多分、正直今の消費行動は、どんどん変わっていていますので、そういったものを含めて、現代にアップデートしていただければと思っています。結構なお金が入っていますので、向き不向きがあるかと思いますが、ブラッシュアップをどうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○委員長

次に、136ページ、商工費、観光費、サンビレッジ茜関係決算について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料109ページ、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

追加資料109ページについてご説明させていただきます。「サンビレッジ茜決算関係資料及び国・福岡県との協議状況」ということでございます。

1点目、サンビレッジ茜指定管理委託料決算額の推移について、過去3年間について記載をさせていただきます。令和4年度指定管理委託料、3342万4256円。令和5年度指定管理委託料、3825万7080円。令和6年度指定管理委託料、4843万3667円。令和6年度が増額となっておりますのは、主に停電の影響による収益減となった分の補填によるものでございます。

それから、2点目の国・福岡県との協議状況についてでございます。令和7年3月6日に、福岡県教育委員会社会教育課とサンビレッジ茜の移譲に関する協議を行いました。要望の内容といたしましては、地元からの存続を要望する声や、地元出身議員から、社会教育施設として、今後も十分に活用できる施設であるというご意見を参考といたしまして、福岡県の社会教育施設として運営していただけないかということの検討をお願いしたところでございます。また、検討に当たりましては、サンビレッジ茜の詳細な資料の要求を県のほうから求められましたので、資料内容として記載しておりますが、1つ目が施設の経過、2つ目が施設の概要、3つ目が施設整備費用、4つ目が施設の配置図、5つ目が主な施設の説明と現状の写真、6つ目が現在までの工事等実績、7つ目が現在までの利用者実績というものを求められましたので、これらを冊子といたしましてそちらをデータとして県のほうに情報提供いたしまして、検討をお願いしたところでございます。

結果といたしまして、令和7年3月21日、福岡県教育委員会社会教育課長より連絡がございまして、依頼の件につきましては、現時点において、社会教育施設の拡充や新規取得等の計画予定はないために、お受けすることはできないという回答でございました。なお、国との協議ということは現時点では行っておりません。

続きまして、追加資料の110ページを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、指定管理の委託先でございます一般財団法人サンビレッジ茜の令和6年度の決算に係る正味財産増減計算書、損益計算の写しでございます。こちらは、公益事業に関する正味財産の増減計画書の写しですが、経常収支について、まず収入に当たる経常収益の合計決算額が7041万5726円となっております。前年度と比較いたしましては、108万2151円の増でございます。次に、支出に当たる経常費用の合計決算額といたしましては、6750万5895円でございます。前年度と比較いたしまして、1192万2957円の減となっております。

ります。令和6年度の収支決算といたしましては、290万9831円の黒字という結果でございました。前年度約1千万円近くの収益赤字に対しまして、令和6年度が黒字というふうになりました主な要因といたしましては、スキー場の利用が現状できない中で、事業の主体を野外体験活動等に絞った上で、極力経費の削減に努められたことの結果であるというふうに考えております。

次に、資料111ページを御覧ください。こちらは収益事業に関する決算書の写しでございます。経常収益についてですが、収入に当たる経常収益の合計決算額は1413万9203円でございます。前年度と比較いたしまして、81万2015円の増でございます。支出に当たる経常費用の合計決算額は1330万9469円でございます。前年度と比較いたしまして、61万5723円の増となっております。令和6年度の収支決算といたしましては、82万9734円の黒字という結果でございました。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

#### ○委員長

次に、137ページ、土木管理費、土木総務費、定住化促進事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

#### ○藤堂委員

137ページの定住化促進事業費、住宅改修補助金についてお伺いします。まず、目的と過去3年の実績についてお尋ねいたします。

#### ○建設政策課長

本補助金は、市民の快適な住環境の整備及び中古住宅を活用した定住化の促進を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に補助金を交付する事業でございます。補助金額は、対象工事費の10分の1、上限8万円を基本額とし、世帯に中学生以下の子どもが含まれる場合は、1人につき2万円の子育て加算を設けております。本補助金の過去3か年の実績につきましては、令和4年度が交付件数195件、交付金額1557万4千円。令和5年度が交付件数148件、交付金額1272万3千円。令和6年度が交付件数142件、交付金額1158万9千円となっております。

#### ○藤堂委員

最近の交付件数はやや減少傾向にあるようではございますけれども、本市としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

#### ○建設政策課長

本補助金の申請に当たり、提出していただいたアンケート調査での声をご紹介しますと、大変ありがたいとの意見がある一方で、昨今の物価高による改修費用の高額化により補助金額が少ないといった声も頂いております。質問議員が言われるように、申請件数はやや減少傾向であり、今後のニーズや動向に注視する必要があると捉えておりますが、現状では一定のニーズはあっており、現在の住宅に住み続けることで、本市への定住を維持するとともに、空き家の発生抑制にも寄与しているものと考えております。

#### ○藤堂委員

昨日質問した老朽家屋の補助金額は800万円ぐらいだったというふうに思いまして、これは1千万円ちょっと。別に比べるものではないと思うんですけども、これは監査委員がおっしゃってくれた選択と集中のところかなというふうに思っています。この補助金が、市民の方であったり事業者から、一定のニーズがあることは理解しておりますけれども、この8万円の改修補助金がこの目的の中古住宅改修による定住化にどの程度寄与しているのかというところを改めて検証が必要ではないかと思っております。要するに8万円があったから定住を継続してくれたのか、8万円がなくても定住をしたのかというところが本質であろうかと思ひまして、これを知らないうちの親が使っていたんですね、この補助金。私も知らなくて、今思い

返すと、事業者の方から言われて使っていたみたいなんです。この補助金があるがなかろうが、恐らく私の親はそこに住み続けているというふうに思います。この目的が事業者への経済補助みたいなどころであれば目的として達成したのかなと思うんですけど、移住とか定住のところなので、もしかするとつくったときの趣旨とは違ってきている、制度として運用してきて、今は違ってきているのではないかというふうに思いますので、効果検証を行ってですね、費用対効果が低いと判断される場合は制度の廃止を含めた抜本的な見直しをお願いできればというふうに思います。

ただ、仮に制度を継続するのであれば、きちんとターゲットを絞ってやるというのはありだと思いますし、金額も8万円が妥当なのかということも、お考えいただければと思います。——、この点ちょっと私は中古住宅も改修してほしいですけど、その分を空き家のほうにつけて、空き家がなくなっていったほうがいいのかと思うので、もしよければ担当課のご意見を頂ければ幸いです。

#### ○建設政策課長

今藤堂議員がいろいろ言われておりましたが、そうですね——、確かにこの補助金自体が、8万円ということで、どこまでということもあろうかと思えます。確かに空き家の補助金というように言っていておられますので、どちらにしても、ちょっと効果検証しながらですね、どういった形にしていくかということで、今後また検討していきたいと考えております。

#### ○委員長

次に、137ページ、土木管理費、土木総務費、住宅取得移住奨励補助金について、吉松委員の質疑を許します。

#### ○吉松委員

137ページ、住宅取得移住奨励補助金について。

我が国においてはですね、自然増がなかなか望めないという状況の中で、この住宅取得移住奨励補助金は本市にとって社会増を目的とした補助金であるというわけですが、筑豊地域以外から本市へ移住定住を図ることを目的に、本市に新築、中古を問わず住宅を取得した移住者の方に100万円を基本額として、世帯員に中学生以下の子どもが含まれる場合、1人につき10万円の子育て加算をするという事業であります。

この事業は令和2年度より開始されておりますけれども、制度開始からの申請件数と移住者数の推移についてお尋ねいたします。

#### ○建設政策課長

本制度を開始した令和2年度以降の年度別実績の推移についてお答えいたします。

令和2年度につきましては、申請件数18件、移住者数54人。

令和3年度につきましては、申請件数58件、移住者数140人。

令和4年度につきましては、申請件数107件、移住者数335人。

令和5年度につきましては、申請件数93件、移住者数240人。

令和6年度につきましては、申請件数89件、移住者数247人となっております。本制度開始以降、365世帯、1016人の方が本制度を活用し、本市に移住していただいております。

#### ○吉松委員

本制度開始以来、365世帯、1016人の方が本市に移住されたということですが、この数字は大変ありがたいと思っておりますけれども、この補助金がこの移住にどれほど効果があったのかということについては、直接的には明確ではないかもしれませんが——。

そこでこの移住者の方々の分析といいますか、どこの地域にポテンシャルがあるのかという意味でお尋ねいたします。本市には12の交流センターがあります。その12の地区ごとで比較をしていただきますと、どの地区がこの制度を一番多くといいますか、多く利用したのかと

いうことで、上位3地区だけで結構です、お答え願います。

○建設政策課長

12地区の交流センター単位で比較しますと、移住先として最も多い地区は穂波地区で、117世帯、343人となっており、2番目に多い地区が筑穂地区で、54世帯、150人。3番目に多い地区が二瀬地区で、42世帯、122人となっております。

○吉松委員

地区別の移住先として穂波地区が最も多いということですが、穂波地区は2万5千人の人口がありますので、これは当然のことかなと思いますけれども、2番目に多い筑穂地区については人口が約9千人と、ましてや筑穂地区全体の人口というのは、毎年減少しています。それにもかかわらず、申請件数が筑穂地区が2番というのは矛盾を感じるわけですが、そのことを分析してみると、大分駅周辺に移住者が偏っているということが分かるわけですが、筑豊地区以外から本市へより一層の移住定住を図るためには、より一層の周知が必要だと、検討が必要だということになってきますけれども、その際に、どの地域にポテンシャルがあるのかというのは把握しておくべきことであると。これは戦略の一つになると考えるわけですが、その戦略として、市有地の売却も含めて、この制度のさらなる活用が期待できるような、大局的かつ緻密な政策、待つというよりも攻めの政策、こういうことを実行していただきたいということを要望いたしまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、141ページ、河川費、河川維持費、西秋松排水機場の維持修繕工事費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の113ページ、説明をお願いします。

○土木管理課長

資料要求のありました追加資料113ページ、「西秋松排水機場の維持・修繕に係る実績と計画」につきまして説明させていただきます。まず、維持・修繕工事に係る実績といたしましては、平成23年度に機械設備及び電気設備の耐水化工事を実施し、令和5年度に除塵機の傾斜コンベアの更新を行っております。また、新たに更新した設備といたしましては、令和5年度に非常用発電設備、令和6年度に機械設備である1号ポンプの更新を行っております。当該排水機場につきましては、令和7年度に計画しております2号ポンプ及び除塵機の更新を行うことで、主な機器の設備の更新が完了することになっております。

なお、今後の計画といたしましては、維持・修繕に係るものといたしまして、目標更新年数に合わせて、令和12年度に除塵機機側操作盤、令和13年度に内水位計、令和14年度に電気設備一式、令和25年度に非常用発電設備の更新を行う予定としております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員に申し上げます。質疑時間が1分となりましたので、よろしく願いいたします。

○川上委員

農業費、農業施設費に関わって農業施設市内各所の維持管理に関する一覧を、資料要求してもらいたいと思います。取り計らいをよろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は、本委員会開会中に提出できますでしょうか。

○農林振興課長

はい、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

少々お待ちください。

ただいま資料がサイドボックスに上がりましたので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料の説明をお願いします。

○農林振興課長

「農業施設（市内各所）の維持管理に関する一覧」についてご説明いたします。飯塚市農業施設条例第2条に規定されております農業施設の合計35施設の維持管理に係る是正状況につきまして、是正前の令和5年9月時点と令和7年9月現在との比較を一覧表にまとめております。

1点目の利用状況及び実績に関わる記録につきましては、令和5年9月時点で記録を確認できた施設数は3施設のみでしたが、本年2月から3月にかけては、利用実態がない5施設を除く30施設に関して、利用者から利用状況等の聞き取りを実施するなどの是正を行っております。

2点目の利用に係る契約の状況等につきましては、令和5年9月時点で、市と利用者間で交わした利用に係る書面の存在を確認できた施設数は4施設で、そのうち1施設は農機具保管庫敷の賃貸借契約を市と土地所有者で締結したものでございましたが、現在では利用実態がない5施設を除く30施設全てにおいて利用者から利用許可の申請を受け付け、許可証を交付するなどの是正を行っております。

3点目の市による鍵の管理につきましては、令和5年9月時点で市が鍵を所有している施設数は11施設でありましたが、現在では残り24施設の鍵の作成を完了しております。

次に、表の下に記載の「3. 維持管理の是正の経過について」は、令和5年度に鍵の管理の是正並びに各施設の実態調査を実施しております。令和6年度には、12月に飯塚市農業施設条例施行規則を定めまして、同規則に基づき利用許可申請書の受付並びに利用許可書の交付を行うとともに、翌年2月から3月にかけては、各施設の利用状況について利用者へヒアリングを実施しております。令和7年度は利用の実態がなく、今後も利用の見込みがない1施設について、施設内の残存物の撤去を実施しております。以上で追加資料の説明を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

筑前茜染協議会補助金について、追加資料104から105ページの説明をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

追加資料104ページをお願いいたします。こちらは筑前茜染協議会補助金についての説明資料となります。まず、1番目、「交付根拠」といたしましては、飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱に基づくもので、補助金の趣旨、補助対象を記載しております。次に、2番目といたしまして、「手続き」といたしまして、補助金交付に係る流れを記載しております。最後に3番になりますが、これまでの交付実績を記載しており、令和6年度は394万5124円となっております。

次に、追加資料105ページをお願いいたします。こちらは令和5年度に発覚いたしました筑前茜染協議会公金外横領に関する資料として、事案の概要を提出させていただいております。

続きまして、106ページにつきましては、飯塚市公金等取扱要領となっております、こ

これらの各種団体现金（公金外）事務取扱要領に基づき、現在は適正に飯塚市筑前茜染協議会の会計事務のほうを行っております。以上で説明を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないようですから、第5款、労働費から第8款、土木費についての質疑を結びたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 16：07

再 開 16：08

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。「認定第1号」から「認定第10号」までの10件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明9月26日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、令和6年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。